

資料編

新たな原子力規制体制の構築（新規規制基準の施行まで）

(1) 経過

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災において、東京電力（株）福島第一原子力発電所は被災し、炉心溶融（マルトリダウン）と水素爆発を伴う過酷事故（シビアアクシデント）によって、避難等の措置を講じた地域の範囲がEPZの範囲を超えるなど、極めて重大で広範囲に影響を及ぼす大量の放射性物質の飛散と汚染水の海洋流出などの原子力事故（*1）を引き起こした。

当時、福島第一原発所から半径20km圏内の地域は、国が警戒区域として立入りが禁止され、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなどとして、これまでに、11万人を超える住民が避難し、現在も、多くの住民が避難生活を余儀なくされている。放出された放射性物質は、福島だけでなく、東日本の広範な地域に拡散し、放射能汚染の問題は、子どもを含めた多くの人々に健康への影響に対する不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安も招くなど、国民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼしている（*2）。

(*) 国際原子力事象評価尺度（INES）では、旧ソ連のチェルノブイリ事故と同じレベル7（深刻な事故）とされる。

(*)2 政府事故調査委員会「福島第一原発事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言」（抜粋）

・福島第一原子力発電所事故は、その重大性の点からも、事故後対応において政府も当事者であった点からも、事業者である東京電力や政府とは独立した主体による、客観的かつ多面的な事故分析と課題の整理が求められ、国会、政府、民間、東京電力にそれぞれ事故調査委員会が設置され、それぞれの調査方針により事故の調査と検証を進めて、事業者と政府（行政）の事故防止対策、事故対応、防災対策等に不備、不手際、改善すべき課題が数多く存在していることが明らかになった。

これらの具体的な問題を着実に解決するため、国・地方自治体・事業者は防災体制・各種計画の見直しや充実強化に継続して取り組んでいる。

0.5つの事故調査委員会の概要

名称	国会事故調査委員会	政府事故調査委員会	民間事故調査委員会	東京電力（株）福島原子力発電所事故調査委員会	第二民間事故調査委員会
委員長（座長）	黒川清（元日本学術会議会長）	畑村洋太郎（東京大学名誉教授）	北澤宏一（前科学技術振興機構理事長）	山崎雅男（東京電力代表取締役副社長（当時））	鈴木一人（東京大学公共政策大学院教授）
調査方針	事故及び事故による被害の原因、事故対応、原子力政策の調査検証と、それらを踏まえての提言を行う	事故及び事故による被害の原因の究明と被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等の政策提言を行う	真実(truth)、独立(independence)、世界(worldwide)をモットーとして、政府と事業者の責任を検証する	事故原因を究明し、原子力発電所の安全性向上に寄与するた上に、必要に応じて、政府と事業者の責任を提案する	政府の原子力安全規制、電力事業者のガバナンス、官民の危機管理、実動部隊の連携やリスク・コミュニケーション等、各事故調査委員会で行った調査結果を踏まえて、事故発生10年間の「学び」を検証する
提言と課題	①規制当局に対する国の監視体制の見直し ②被災住民に対する政府の対応	①安全対策・防災対策の基本的視点 ②原発の安全対策 ③原子力災害に対する態勢	・独立性と専門性 ・機関、米国の連邦緊急事態管理庁(FEMA)に匹敵するような過酷な災害・事故に対する本格的な対応	①徹底した事故対策、電源喪失を前倒しに把握し、原子力発電所の安全性向上に寄与するた上に、必要に応じて、政府と事業者の責任を提案する	①「規制の隙」という国会事故調査委員会の指摘から、規制のあり方を「問題型規制」に変えたが、「列島型規制」により重視すべき

報告書提出	平成24年7月5日	平成24年7月23日	平成24年2月27日	平成24年6月20日	令和3年2月19日
④電気事業者の監視（含）国会による監視 ⑤新しい規制組織の要件 ⑥原子力法規制の見直し ⑦独立調査委員会の活用	④被害の防止・軽減策 ⑤国際的調和 ⑥関係機関の在り方 ⑦継続的な関係説明・被害の全容調査の実施	行部隊、首相に適切な助言を行う ①独立した科学技術評価機関（機能）の創設 ②等が必要	(運用面) ①緊急時対応態勢の確立 ②事故情報の伝達・共有手段の改善、迅速かつ正確な情報公開 ③資機材輸送に関する取組み ④放射線管理教育の強化、内部被ばく評価方法の整備等 (国等に対して) ①津波などの外的事象の基礎決定と国による審査の実施 ②国が保有する津波データの活用等	②原子力事業者の抱える「国民的責」という形態から抜けて出していないリスクの改善 ③重大事故に備える人的評価手法が未導入 ④電力会社の手に負えない重大事故が発生した時に備え、実動組織との連携計画、訓練等極めて危険な任務を遂行する際の「この国のかたち」を決めること等	(出典) 報告書から抽出

○国の原子力政策の見直しと本県の対応

【平成23年】

・ 7月11日 内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣で「我が国原子力発電所の安全性の確保について（ストレステストを参考にした安全評価の導入等）」をとりまとめる。

→ 安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に、どの程度の安全裕度を有するか、欧州各国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続や安全評価を原子力事業者が行い、その評価結果を経済産業省原子力安全・保安院が確認し、更に内閣府原子力安全委員会がその確認の妥当性を確認する。

・ 8月15日 原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針について閣議決定
→ 原子力安全規制に関する組織について、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るための改革を進める。

・ 11月17日 原子力安全委員会「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」が示され、「UPZ半径30キロ」が了承される。

<旧 EPZを見直し、UPZとして半径30kmに拡大した経過>

・ 11月1日 原子力安全委員会専門部会防災指針検討ワーキンググループ会議ととりまとめ

・ 11月11日 原子力安全委員会専門部会（原子力施設等防災専門部会）ととりまとめ

・ 11月17日 専門部会から原子力安全委員会（本委員会）に報告され、了承される

☆原発事故時に、直ちに避難する区域「予防護措置区域（PAZ）」を新設（概ね5km圏）

☆「防災対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）」を、IAEAに合わせ「緊急防護措置区域（UPZ）」と改める。（概ね30km圏）

・ 12月25日 鳥取県と中国電力が安全協定を締結（EPZ外で初）

【平成24年】

・ 1月23日 原子力防災への取り組み強化に係る自治体等への説明会開催（環境省主催）
→ 原子力防災への取り組み強化の全体像、地域防災計画の策定に向けたガイドライの概要等（内閣府官房原子力安全規制組織等改革準備室説明）

・ 2月17日 地域防災計画（原子力災害対策編）策定に関する県内市町村説明会

※講師：内閣府原子力安全規制組織等改革準備室 金子参事官

会場：西部総合事務所会議室

・ 3月12日 鳥取県と鳥根県の原子力防災担当課が事前協議（鳥取県庁）

資料編 資料 2

中国電力(株)と鳥取県、米子市、境港市の原子力防災に係る今までの取り組み概要(平成11年度～令和7年度)

年度	中国電力(株)	鳥取県	米子市	境港市
H11	<p>■H11.12.27 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡について(111年12月27日付広原第9号)」により、鳥取県への異常時等の連絡体制を開始 → 鳥取県から米子市、境港市へ情報提供</p>	<p>OH11.10.5 JCO事故を受け、鳥取県協議会長名で、①安全管理・防災対策の充実、②島根県と同時に鳥取県へも連絡、鳥取県、市町村と対策マニュアルを協議について、中国電力へ申し入れ</p>	<p>▲H11.10.12 茨城県東海村の核燃料加工会社JCO東海事業所での「臨界被爆事故」を受け、防災体制の強化、情報伝達、安全協定の締結について申し入れ</p>	
H13	<p>■H13.6.12 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(113年6月12日付)」 → 原炎法の制定に伴う同法第10条事象発生時にも連絡することに変更</p> <p>■H13.11.26 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(113年11月26日付)」 → 発電所敷地内の放射能の連絡基準値の変更</p>	<p>○地域防災計画「原子力災害対策(島根原子力発電所編)」を策定</p>		
H17			<p>▲H17.11.2 島根原子力発電所におけるプルサーマル計画、3号機の建設計画を受け米子市との安全協定締結について申し入れ</p>	<p>◆H17.11.28 2号機アルサール導入計画、3号機設置予定を受け、安全協定の締結について申し入れ</p>
H18			<p>▲地域防災計画(島根原子力発電所編)を策定</p>	
H19		<p>OH19.6.22、7.9 中電との防災計画等の見直しに係る事前協議</p> <p>OH19.8.31 本協議 通報連絡体制・基準、2号機アルサール計画、3号機建設等について</p> <p>OH19.11.14 本協議 県から中電への要望①原炎法10条事象 未滿のトリプル事象の情報提供、②2号機アルサール導入に伴うEPZの見直し、③安全協定の締結又はそれに準じた通報連</p>	<p>▲H19.10.17 新島根中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所における災害発生を受け安全協定締結について申し入れ</p>	<p>◆地域防災計画(原子力災害対策編)を策定</p> <p>◆H19.9.20 中越沖地震により柏崎刈羽原子力発電所のトリプルを受け、安全協定の締結について申し入れ</p>

H20	<p>■H20.5.16 「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について(回答)(平成20年5月16日付鳥支広11号)」 → 鳥取県への平常時連絡事項の情報提供(核燃料輸送経路等の機微情報を除く)を開始。 → 鳥取県から米子市、境港市へ情報提供</p> <p>■H20.6.16 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成20年6月16日付広環エ第1号)」 → 放射能汚染を伴わない新燃料等の輸送中事故も連絡することに変更</p>	<p>■H20.5.16 「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について(回答)(平成20年5月16日付鳥支広11号)」 → 鳥取県への平常時連絡事項の情報提供(核燃料輸送経路等の機微情報を除く)を開始。 → 鳥取県から米子市、境港市へ情報提供</p> <p>■H20.6.16 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成20年6月16日付広環エ第1号)」 → 放射能汚染を伴わない新燃料等の輸送中事故も連絡することに変更</p>	<p>OH20.3.7 「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について(平成20年3月7日付第200700184133号)」により中国電力鳥取支社長へ防災監名で依頼</p>	<p>結体制の充実、④第三者の専門家を入れた客観的な活断層調査の実施等</p>	
H21		<p>OH22.3.31 島根原発点検不備について、原因分析・安全対策の確立・情報公開等について申し入れ</p>	<p>OH22.4.30 点検不備に係る中間報告を受け、原因分析、再発防止策と安全体制の確立、情報公開と報告について申し入れ</p> <p>OH22.6.3 点検不備に係る最終報告を国に提出するとともに、県等へ報告</p> <p>■H22.10.21 島根原発2号機運転再開について鳥根県等に報告するとともに国へ届出と、鳥取県等へ説明</p> <p>■H23.3.17、24 島根原発の津波対策について公表</p>	<p>OH22.3.31 島根原発点検不備について、原因分析・安全対策の確立・情報公開等について申し入れ</p> <p>OH22.4.30 点検不備に係る中間報告を受け、原因分析、再発防止策と安全体制の確立、情報公開と報告について申し入れ</p> <p>OH22.6.3 点検不備に係る最終報告を受け、安心できる運営体制の確立、再発防止策等の報告と情報公開、その他安全に係る情報の適切な報告と十分な情報公開と県民説明について申し入れ</p> <p>OH22.9.3 島根原発の点検不備に係る鳥取県側での説明会の開催を検討するよう防災監から口頭申入れ</p> <p>OH22.10.21 島根原発2号機運転再開にあたり、再発防止策の実行、県民が安心できる原発運営、取り組み状況等の報告及び情報公開等について申し入れ</p> <p>OH23.3.14</p>	<p>◆H22.4.1 点検不備を受け、安全管理体制の徹底について、中国電力へ申し入れ</p>
H22		<p>■H22.4.30 点検不備に係る中間報告書を国に提出するとともに、県等へ報告</p> <p>■H22.6.3 点検不備に係る最終報告を国に提出するとともに、県等へ報告</p> <p>■H22.10.21 島根原発2号機運転再開について鳥根県等に報告するとともに国へ届出と、鳥取県等へ説明</p> <p>■H23.3.17、24 島根原発の津波対策について公表</p>	<p>OH22.3.31 島根原発点検不備について、原因分析・安全対策の確立・情報公開等について申し入れ</p> <p>OH22.4.30 点検不備に係る中間報告を受け、原因分析、再発防止策と安全体制の確立、情報公開と報告について申し入れ</p> <p>OH22.6.3 点検不備に係る最終報告を受け、安心できる運営体制の確立、再発防止策等の報告と情報公開、その他安全に係る情報の適切な報告と十分な情報公開と県民説明について申し入れ</p> <p>OH22.9.3 島根原発の点検不備に係る鳥取県側での説明会の開催を検討するよう防災監から口頭申入れ</p> <p>OH22.10.21 島根原発2号機運転再開にあたり、再発防止策の実行、県民が安心できる原発運営、取り組み状況等の報告及び情報公開等について申し入れ</p> <p>OH23.3.14</p>	<p>▲H22.9.1 島根原発の点検不備を受け米子市民に対する説明会の開催、米子市との安全協定の締結について申し入れ</p> <p>▲H23.3.15</p>	<p>◆H22.12.1 保守管理等の不備を受け、安全管理体制及び安全協定の締結について申し入れ</p>

H23	<p>福島第一原発事故を受けて、事故原因等を踏まえた点検等の実施と安全確保対策の実施について申し入れ</p> <p>福島第一原発で、事故原因等を踏まえた点検等の実施と安全確保対策の実施について申し入れ</p> <p>福島第一原発の事故を受け、プルサーマル計画を含めた島根原発の耐震性・安全性について検証と結果の公表、安全協定締結について申し入れ</p>	<p>福島第一原発の事故を受け、プルサーマル計画を含めた島根原発の耐震性・安全性について検証と結果の公表、安全協定締結について申し入れ</p>	<p>◆H23.5.9 東日本大震災を受け、安全協定締結について、中国電力へ申し入れ</p>
	<p>福島第一原発事故を受けて、事故原因等を踏まえた点検等の実施と安全確保対策の実施について申し入れ</p>	<p>福島第一原発の事故を受け、プルサーマル計画を含めた島根原発の耐震性・安全性について検証と結果の公表、安全協定締結について申し入れ</p>	<p>◆H23.5.9 東日本大震災を受け、安全協定締結について、中国電力へ申し入れ</p>
	<p>福島第一原発事故を受けて、事故原因等を踏まえた点検等の実施と安全確保対策の実施について申し入れ</p>	<p>福島第一原発の事故を受け、プルサーマル計画を含めた島根原発の耐震性・安全性について検証と結果の公表、安全協定締結について申し入れ</p>	<p>◆H23.5.9 東日本大震災を受け、安全協定締結について、中国電力へ申し入れ</p>

<p>県等からの意見と誠実な対応を追加)等をお願いする]</p> <p>■H23.11.25 第5回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔発電所の増設計画等に対する事前了解〕は、事前の報告をお願いする。]</p>	<p>OH23.11.28 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p> <p>OH23.11.30 経済厚生委員会 勉強会 ◆H23.12.5 経済厚生委員会 協議会 ◆H23.12.14 市議会本会議 全議員が賛否に係る意見を発言する。</p>	<p>▲H23.12.1 市議会全員協議会 ◆H23.12.5 市議会全員協議会 挙手により賛成を「確認」</p>	<p>OH23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>OH23.12.15 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p> <p>12月25日 鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱 締結 ※5月27日の中国電力山下社長(当時)への申し入れで開始した協定締結に向けての協議は、常に公開(原則一般傍聴も可能)で実施し、報道機関等を通じて県民にお知らせするとともに、協議内容等は県HPでも情報公開してきた。 また、住民の代表である県議会(常任委員会、特別委員会)に対しても、その都度説明をしてきた。</p>
	<p>OH23.11.28 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p> <p>OH23.11.30 経済厚生委員会 勉強会 ◆H23.12.5 経済厚生委員会 協議会 ◆H23.12.14 市議会本会議 全議員が賛否に係る意見を発言する。</p>	<p>▲H23.12.1 市議会全員協議会 ◆H23.12.5 市議会全員協議会 挙手により賛成を「確認」</p>	<p>OH23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>OH23.12.15 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p> <p>12月25日 鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱 締結 ※5月27日の中国電力山下社長(当時)への申し入れで開始した協定締結に向けての協議は、常に公開(原則一般傍聴も可能)で実施し、報道機関等を通じて県民にお知らせするとともに、協議内容等は県HPでも情報公開してきた。 また、住民の代表である県議会(常任委員会、特別委員会)に対しても、その都度説明をしてきた。</p>
	<p>OH23.11.28 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p> <p>OH23.11.30 経済厚生委員会 勉強会 ◆H23.12.5 経済厚生委員会 協議会 ◆H23.12.14 市議会本会議 全議員が賛否に係る意見を発言する。</p>	<p>▲H23.12.1 市議会全員協議会 ◆H23.12.5 市議会全員協議会 挙手により賛成を「確認」</p>	<p>OH23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>OH23.12.15 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p> <p>12月25日 鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱 締結 ※5月27日の中国電力山下社長(当時)への申し入れで開始した協定締結に向けての協議は、常に公開(原則一般傍聴も可能)で実施し、報道機関等を通じて県民にお知らせするとともに、協議内容等は県HPでも情報公開してきた。 また、住民の代表である県議会(常任委員会、特別委員会)に対しても、その都度説明をしてきた。</p>

H24

協定等の運用開始

<p>OH24.11.1 知事から中国電力荏田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申し入れ</p> <p>OH24.11.20 第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催</p> <p>OH25.1.23 第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催</p> <p>OH25.3.6 総務部から中国電力島根原子力本部長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ</p> <p>OH25.3.13 副知事から中国電力副社長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ</p> <p>OH25.3.15 中国電力清水副社長が知事へ直接申し入れに対して(文書)回答・・・立地県と同等の対応を行う ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申し入れについて(回答) ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申し入れについて(回答)</p>	<p>OH24.11.1 知事から中国電力荏田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申し入れ</p> <p>OH24.11.20 第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催</p> <p>OH25.1.23 第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催</p> <p>OH25.3.6 総務部から中国電力島根原子力本部長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ</p> <p>OH25.3.13 副知事から中国電力副社長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ</p> <p>OH25.3.15 中国電力清水副社長が知事へ直接申し入れに対して(文書)回答・・・立地県と同等の対応を行う ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申し入れについて(回答) ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申し入れについて(回答)</p>
<p>OH24.11.1 知事から中国電力荏田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申し入れ</p> <p>OH24.11.20 第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催</p> <p>OH25.1.23 第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催</p> <p>OH25.3.6 総務部から中国電力島根原子力本部長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ</p> <p>OH25.3.13 副知事から中国電力副社長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ</p> <p>OH25.3.15 中国電力清水副社長が知事へ直接申し入れに対して(文書)回答・・・立地県と同等の対応を行う ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申し入れについて(回答) ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申し入れについて(回答)</p>	<p>OH24.11.1 知事から中国電力荏田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申し入れ</p> <p>OH24.11.20 第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催</p> <p>OH25.1.23 第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催</p> <p>OH25.3.6 総務部から中国電力島根原子力本部長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ</p> <p>OH25.3.13 副知事から中国電力副社長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ</p> <p>OH25.3.15 中国電力清水副社長が知事へ直接申し入れに対して(文書)回答・・・立地県と同等の対応を行う ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申し入れについて(回答) ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申し入れについて(回答)</p>

H25	<p>■H25.12.25 原子力規制委員会に「島根原子力発電所2号機における新規制基準適合性確認申請」</p>	<p>等の運用に係る確認事項について(回答)</p> <p>※H25.11.7 島根県と覚書締結(島根県が島根原発に関する重要な判断等をするに当たり、本県として島根県知事に意見を伝える)。</p> <p>OH25.11.21 中国電力から島根県に対し、安全協定第6条に基づく島根原発2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告(島根県等にも同日対応)</p> <p>OH25.11.22 第3回原子力安全対策PT会議(米子・境港市長と意見交換)</p> <p>OH25.11.25 第4回原子力安全対策PT会議(中国電力による説明)</p> <p>OH25.11.30 原子力防災専門家会議(中国電力による説明を踏まえ申請内容に係る技術的検討等)</p> <p>OH25.12.4 中国電力主催の地元説明会(住民も参加)</p> <p>OH25.12.11 3首長意見交換(知事、米子・境港両市長)</p> <p>OH25.12.12 島根県議会全員協議会(中国電力による説明、事前報告について)</p> <p>OH25.12.13 覚書に基づく島根県からの意見照会</p> <p>OH25.12.17 安全協定に基づく事前報告に対する島根県等の回答を知事が中国電力副社長に行う。</p> <p>⇒(意見留保)適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否については、案件を付した上で最終的な意見を留保する。最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受ける。県議会、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。</p> <p>OH25.12.25 知事が中国電力副社長と意見交換</p> <p>OH26.3.10 中国電力主催説明会(2県6市の職員対象)</p> <p>※H26.3.26</p>		
-----	--	---	--	--

H26	<p>■H27.3.18 中国電力清水副社長が知事1号機廃止の事前報告</p>	<p>鳥取県防災会議(地域防災計画と広域住民避難計画の修正)→避難時間を4日間から20時間短縮</p> <p>OH26.10.20 知事が中国電力副社長に原子力防災対策(人件費など)の負担への協力を要請(中国電力本社)</p> <p>OH27.3.18 中電は取締役会で1号機を廃止決定し、本県に対し廃止を決定し電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省を行うこととの報告を知事が受領(立地と同等の対応)</p> <p>OH27.3.18 知事が中国電力清水副社長へ、1号機の厳正な安全管理、廃炉に向けた一連の手続きにおける県等への安全協定に基づく報告、安全協定等の改定等について申入れ・・・立地県と同等の対応を行う</p>	<p>鳥取県防災会議(地域防災計画と広域住民避難計画の修正)→避難時間を4日間から20時間短縮</p>	
H27	<p>■H27.4.30 島根原子力発電所1号機営業運転終了</p> <p>■H27.9.11 中国電力清水副社長から前知事に計器の校正記録の不適切な取扱いに関する調査結果を報告</p>	<p>OH27.5.1 1号機運転終了に伴い、廃炉に当たっては、安全協定に基づく報告など立地自治体と同等に対応するよう申入れ</p> <p>OH27.5.15 1号機営業運転終了に伴い、厳正な安全確保、立地自治体と同様に対応すること及び安全協定を立地自治体と同等の内容に改定すること等について申入れ</p> <p>OH27.9.14 計器の校正記録の不適切な取扱いに関することについて、再発防止対策の徹底、再発防止対策取り組み状況の適宜報告、国の確認・指導・監督内容報告及び種類的かつわかりやすい情報の公開すること等を申入れ</p> <p>OH27.12.8 知事が中国電力清水副社長に、島根原子力発電所1号機の廃止措置等を踏まえた安全協定改定に関する申入れ(米子市長及び境港市長連名)</p> <p>OH27.12.14 中国電力より、申入れに対する文書回答(安全協定を改定する協議について等)</p>	<p>鳥取県防災会議(地域防災計画と広域住民避難計画の修正)→避難時間を4日間から20時間短縮</p> <p>OH27.9.4 第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会開催</p> <p>▲H28.2.18 第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会開催</p>	<p>12月22日「島根原子力発電所に係る島根県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱」の一部を改定する協定 締結</p>

H29	<p>■H29. 4. 19 中国電力天野鳥取支社長が本県に対して、島根原発1号機の廃止措置計画が認可された旨を報告</p> <p>■H29. 6. 1 中電主催の住民説明会（米子市）</p> <p>■H29. 7. 28 中国電力が廃止措置作業に着手</p>	<p>OH29. 4. 26 国要望（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）</p> <p>OH29. 5. 16 原子力安全対策PT会議（原子力規制庁、中電からの聞き取り）</p> <p>OH29. 5. 19 鳥取県議会議員全員協議会</p> <p>OH29. 5. 26 第1回原子力安全顧問会議及び第1回原子力安全対策合同会議（原子力規制庁、中電からの聞き取り）</p>	<p>OH29. 6. 24 原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・3首長意見交換</p> <p>OH29. 6. 26 鳥取県議会議員全員協議会</p> <p>OH29. 6. 27 中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ</p> <p>・島根1号機廃止措置計画の事前報告の可否に関しては、8項目の条件を付した上で、廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間（第1段階）の実施に限り了解する。</p> <p>・安全協定も立地自治体と内容に改定すること。</p> <p>OH29. 6. 28～29 国要望（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）</p> <p>OH29. 7. 7 島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答</p>	<p>◆H29. 6. 7 境港市議会（中電からの聞き取り）</p> <p>◆H29. 6. 14 境港市議会から市長への回答</p>
H30	<p>■H30. 4. 4 中国電力清水社長から本県に対して島根原子力発電所3号</p>	<p>OH30. 4. 4 第1回原子力安全対策PT会議（コアメンバー）中国電力からの島根3号機に係る概要説明の申し出への対応について米子市、境港市と意見交換。</p>		

H28	<p>※廃止措置の法令に沿った手続きに付した手続きに関して、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定」及び「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定の運営要綱」の一部を改定する協定を締結</p> <p>■H28. 4. 28 中国電力清水副社長が本県に対して、島根原発1号機の廃止措置計画等に係る安全協定について事前報告</p> <p>■H28. 5. 21 中国電力主催の住民説明会（夢みなとタワー（境港市））</p> <p>■H28. 7. 4 原子力規制委員会へ申請</p>	<p>OH28. 4. 28 知事から中国電力副社長へ申入れ</p> <p>・島根1号機の特重大事故等及び同2号機の設定等事前報告等に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ることと。住民説明を行うこと</p> <p>OH28. 5. 16 第1回原子力安全顧問会議（中電から聞き取り）</p> <p>OH28. 5. 22 第1回鳥取県原子力安全対策合同会議（鳥根原子力規制事務所、中電からの聞き取り）</p> <p>OH28. 5. 31 鳥取県議会常任委員会</p> <p>OH28. 6. 12 原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・3首長意見交換</p>	<p>OH28. 5. 17 ▲H28. 5. 19 米子市議会全員協議会（中電からの聞き取り）</p> <p>▲H28. 6. 8 米子市議会全員協議会</p> <p>◆H28. 5. 17 境港市議会（中電からの聞き取り）</p> <p>◆H28. 6. 8 境港市議会全員協議会</p>	<p>OH28. 6. 15 鳥取県議会全員協議会（中国電力による説明、事前報告について）</p> <p>OH28. 6. 17 中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ</p> <p>・島根1号機廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する。</p> <p>・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中電から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する。</p> <p>・安全協定も、立地自治体と内容へ改定すること。</p> <p>OH28. 6. 17 島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答</p> <p>OH28. 6. 17 国要望（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）</p> <p>OH28. 7. 4 安全協定に基づき申請した旨の報告受</p>
-----	---	---	--	---

機に係る概要説明の申し入れがある。	
<p>OH30. 4. 9 中国電力社長に鳥取県知事、米子市長、境港市長連名で文書回答。 【要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要説明の申し出は、新規制基準適合性審査申請に係る説明ではないことを前提に受け入れる。 鳥根3号機については、これまで周辺地域に対して誠意ある説明がなされてきたとは言いがたく、今次の申出により、その概要について、住民、鳥取県、米子市及び境港市並びにそれらの議会、鳥取県原子力安全顧問等に、誠実かつ丁寧に説明すること。 安全協定を立地自治体と同一内容に改定することも含め、立地自治体と同等の対応を求める。 <p>OH30. 4. 18 鳥根3号機に係る共同検証チーム会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 3号機の概要（構造、規模、機能、特性、建設の経緯等）や安全対策等について検証するため、鳥取県、米子市及び境港市の実務担当者で構成する共同検証チーム会議を運営。 ※同年7.20までに会議10回運営し、H30.8.1第5回原子力安全対策PT会議でその検証内容を報告した。 <p>OH30. 4. 20 第2回原子力安全対策PT会議において、中国電力から鳥根3号機の説明を受け3首長が意見交換。</p> <p>OH30. 5. 28 第3回原子力安全対策PT会議において、中国電力から安全協定に基づき鳥根3号機の新規制基準適合性審査の申請の事前報告を受け、3首長が、今後の対応を協議。</p> <p>OH30. 6. 6 第4回原子力安全対策PT会議において、鳥根3号機の新規制基準への適合性申請に係る内容の説明を受け、3首長が意見交換。</p> <p>OH30. 6. 14 鳥取県議会全員協議会 (中国電力による説明、事前報告について)。</p> <p>OH30. 6. 23 第1回原子力安全顧問会議において、鳥根3号機新規制基準に係る適合性審査申請の内容について審議。</p> <p>OH30. 7. 13 第2回原子力安全顧問会議において、鳥根3号機の新規制基準に係る適合性申請の内容について審議。</p> <p>OH30. 7. 24 第1回鳥取県原子力安全対策合同会議において、中国電力から鳥根3号機の新規制基準適合性審査申請の内容等の説明を受け、住民等との情報共有や率直な意見交換を行うとともに、原子力安全顧問の意見を伺う。(米子・境港両市の原子力発電所環境安全対策協議会と鳥取県の合同会議)</p> <p>OH30. 8. 1 第5回原子力安全対策PT会議において、3首長が意見交換。</p> <p>OH30. 8. 2 鳥取県議会全員協議会</p>	

		R元
<p>OH30. 8. 6 事前報告に対する鳥取県等の意見回答 平井知事が中国電力平野副社長に対し、安全協定に基づいて、米子市及び境港市と連名で、鳥根3号機の新規制基準適合性確認申請の事前報告への意見を回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関して、条件を付した上で最終的な意見を留保する。最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、原子力安全顧問、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。 「鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ） <p>OH30. 8. 7 鳥根県から「鳥根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき意見照会</p> <p>OH30. 8. 7 鳥根県に覚書に基づき、米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県の回答を文書で行う。</p> <p>OH30. 11. 9 鳥根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ</p> <p>OR元. 8. 9 国要望（経済産業省、原子力規制庁）</p> <p>OR元. 10. 27 国要望（内閣府 小泉原子力防災担当大臣）</p> <p>OR元. 11. 8~9 令和元年度 鳥根地域における2県・内閣府との合同原子力防災訓練実施</p> <p>OR2. 7. 21 国要望（原子力規制庁）</p> <p>OR2. 10. 28~31 令和2年度鳥根地域における2県・6市の合同原子力防災訓練実施</p> <p>OR3. 1. 24 令和2年度第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会（資料送付のみ）</p> <p>OR2. 11. 20 令和2年度第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会</p> <p>OR3. 9. 15 鳥根2号機の原子炉設置変更許可</p> <p>OR3. 9. 15 中国電力芦谷副社長が知事に合格を報告。県は原子力安全対策PT会議（コアメンバー）を開催（TV会議）し、中国電力から説明を受け、知事が米子・境港両市長等と協議。中国電力副社長が協定改定の協議の再開を了承</p>	R2	
R3		

■R3. 10. 15 中電主催の住民説明会（境港市）	OR3. 10. 5 令和3年度第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、①改定が遅れた理由、「立地自治体固有の規定」とは、に ついて説明と、②改定内容の提示を要請		
■R3. 10. 18 中電主催の住民説明会（米子市）	OR3. 10. 22 令和3年度第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、協定改定案の説明を受けるとともに、県の防災対策費（人件費等）への財政負担を要請		
	OR3. 10. 24 県、米子・境港市による島根原子力発電所に関する住民説明会（米子市）を開催		
	OR3. 10. 30 県、米子・境港市による島根原子力発電所に関する住民説明会（境港市）を開催		
	OR3. 11. 8 原子力安全顧問会議にて、島根2号機新規制基準への適合性に関する取りまとめ等を審議		
	OR3. 11. 8 鳥取県原子力安全対策合同会議（第1回）にて、国及び中国電力から島根2号機の審査結果・緊急時対応等の説明を受け、意見交換等を実施		
	OR3. 11. 17 原子力安全顧問会議にて、原子力安全顧問から知事へ島根2号機の審査結果の検証について報告		
	OR3. 11. 18 県、米子・境港市による住民避難計画説明会（鳥取市）を開催（県民27名参加）		
	OR3. 11. 22 第2回原子力安全対策合同会議にて、島根2号機の審査結果の検証に関する顧問会議意見について意見交換		
	OR3. 11. 23 県、米子・境港市による住民避難計画説明会（倉吉市）を開催（県民19名参加）		
	OR3. 11. 24 県、米子・境港市による島根原子力発電所に関する住民説明会（米子市（2回目））を開催（県民21名参加）		
	OR4. 2. 16 原子力安全対策合同会議（第3回）にて、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の意見を伺う		
	OR4. 2. 18 第4回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、中国電力から改定内容の説明受け意見交換		
	OR4. 3. 10 第5回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、中国電力から提示された改定内容の了解と、同協議会の終了、調印に向け手続きを進めることを確認		
	OR4. 3. 23 令和3年度第2回原子力安全対策PT会議（コアメンバー）にて、米子市、境港市の島根原発2号機の再稼働に係る意見の聴取と今後の対応について協議		

R4	OR4. 3. 24 鳥取県議会全員協議会にて、執行部が知事意見、安全協定に基づく中電への意見回答、覚書に基づく島根県への意見回答、中国電力に対する付帯条件、国要望（資源エネルギー庁、原子力規制委員会、内閣府）、米子市からの意見書、境港市からの意見書について説明	OR4. 3. 24 鳥取県議会全員協議会にて、執行部が知事意見、安全協定に基づく中電への意見回答、覚書に基づく島根県への意見回答、中国電力に対する付帯条件、国要望（資源エネルギー庁、原子力規制委員会、内閣府）、米子市からの意見書、境港市からの意見書について説明	OR4. 3. 24 鳥取県議会全員協議会にて、執行部が知事意見、安全協定に基づく中電への意見回答、覚書に基づく島根県への意見回答、中国電力に対する付帯条件、国要望（資源エネルギー庁、原子力規制委員会、内閣府）、米子市からの意見書、境港市からの意見書について説明
	4月8日「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運用要綱」の一部を改定する協定締結 ※「現地確認」を「立入調査」に、立入調査の結果、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を要求する規定（措置要求）を追加、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡に輸送日時、経路等の詳細な情報に加え、事前了解については安全協定の運用が立地自治体と同じであることを確認の上、本文に「誠意をもって対応する」との記載を加え、「計画等の報告」を「計画等の事前報告」とするなど安全協定を一部改定。 併せて、安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行うとの文書を、中国電力が県と市に提出	OR4. 6. 2 鳥取県知事が島根2号機の再稼働同意を表明 OR4. 6. 5 山陰両県知事会議で丸山知事から再稼働判断の理解と中国電力及び国への要請について説明。 本県から周辺自治体の意見への対応など配慮を依頼するともに、後刻、米子・境港両市長に結果を報告。 OR4. 6. 14 鳥取県知事が中国電力社長に設置変更許可に係る事前了解の回答と要請を実施 OR4. 7. 6 鳥取県及び島根県は、中国電力と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る協力を締結 OR4. 7. 6 鳥取県は、中国電力と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定を締結 OR4. 12. 23 鳥取県は、原子力防災支援基地（鳥取市松原）の運用開始式を実施 OR5. 9. 1 原子力安全顧問会議にて、島根1号機の廃止措置計画の変更に安全性かつ適切さに関して専門的な観点から審議 OR5. 9. 1 原子力安全対策合同会議（第1回）にて、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の島根1号機の廃止措置計画の変更に係る意見を伺う	OR4. 6. 2 鳥取県知事が島根2号機の再稼働同意を表明 OR4. 6. 5 山陰両県知事会議で丸山知事から再稼働判断の理解と中国電力及び国への要請について説明。 本県から周辺自治体の意見への対応など配慮を依頼するともに、後刻、米子・境港両市長に結果を報告。 OR4. 6. 14 鳥取県知事が中国電力社長に設置変更許可に係る事前了解の回答と要請を実施 OR4. 7. 6 鳥取県及び島根県は、中国電力と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る協力を締結 OR4. 7. 6 鳥取県は、中国電力と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定を締結 OR4. 12. 23 鳥取県は、原子力防災支援基地（鳥取市松原）の運用開始式を実施 OR5. 9. 1 原子力安全顧問会議にて、島根1号機の廃止措置計画の変更に安全性かつ適切さに関して専門的な観点から審議 OR5. 9. 1 原子力安全対策合同会議（第1回）にて、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の島根1号機の廃止措置計画の変更に係る意見を伺う
R5	■R5. 8. 8 中国電力は、安全協定に基づき県と米子市、境港市へ島根1号機の廃止措置計画変更認可申請に係る事前報告 ■R5. 8. 30 島根2号機の設計及び工事の計画が認可	■R4. 7. 6 中国電力は、鳥取県及び島根県と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る協力を締結 中国電力は、鳥取県と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定を締結 ■R5. 8. 8 中国電力は、安全協定に基づき県と米子市、境港市へ島根1号機の廃止措置計画変更認可申請に係る事前報告 ■R5. 8. 30 島根2号機の設計及び工事の計画が認可	■R4. 7. 6 中国電力は、鳥取県及び島根県と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る協力を締結 中国電力は、鳥取県と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定を締結 ■R5. 8. 8 中国電力は、安全協定に基づき県と米子市、境港市へ島根1号機の廃止措置計画の変更認可申請に係る事前報告 ■R5. 8. 30 島根2号機の設計及び工事の計画が認可

<p>R6</p> <p>中国電力は島根1号機の廃止措置計画変更認可を原子力規制委員会へ申請</p> <p>■R5.12.11 中国電力は島根1号機の廃止措置計画変更認可を原子力規制委員会へ申請</p> <p>■R6.5.17 原子力規制委員会が島根1号機の廃止措置計画変更申請を認可(第2段階への移行)</p> <p>■R6.5.30 原子力規制委員会が島根2号機の保安規定変更の認可</p>	<p>OR5.9.19 常任委員会にて、島根1号機の廃止措置計画変更に係る中国電力の参考人招致</p> <p>OR5.10.7 令和5年度第1回原子力安全対策PT会議(コアメンバー)にて、米子市、境港市の島根1号機の廃止措置計画の変更に係る意見の聴取と今後の対応について協議</p> <p>OR5.10.13 島根1号機の廃止措置計画変更に係る中国電力への回答を実施</p> <p>OR5.10.17 廃止措置計画変更に係る国への申入れ</p> <p>OR5.11.5(ほか) 令和5年度島根地域における2県・6市の合同原子力防災訓練実施</p> <p>OR5.11.21 鳥取県は、原子力防災支援基地(江府町美用)の運用開始式を実施</p> <p>OR6.4.4 令和6年度第1回原子力安全対策PT会議(コアメンバー)で、能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る中国電力及び国への申入れについて協議</p> <p>OR6.4.4 令和6年能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策について中国電力へ申入れ</p> <p>OR6.4.5 令和6年能登半島地震を踏まえた島根原発の安全対策について国(原子力規制委員会、内閣府、経済産業省)へ申入れ</p> <p>OR6.7.20 島根原子力発電所に関する原子力規制委員会と関係自治体との意見交換</p> <p>OR6.7.20 原子力防災に関する内閣府との意見交換会</p> <p>OR6.9.9 原子力安全顧問会議で、島根2号機の審査結果等に対する専門家意見を聴取</p> <p>OR6.9.9 原子力安全対策合同会議で、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の委員から島根2号機の審査結果に関する意見を聴取</p> <p>OR6.10.5 令和6年度第3回原子力安全対策PT会議(コアメンバー)で、中国電力への意見及び国への申入れについて協議</p> <p>OR6.10.10 島根2号機の安全対策について中国電力へ意見提出</p> <p>OR6.10.11(ほか) 島根2号機の安全対策について、国(原子力規制委員会、内閣府、経済産業省)へ申入れ</p>
---	--

<p>原子力規制委員会が島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流通電設備(3系統目)の原子炉設置変更許可</p> <p>■R6.10.28 島根2号機の安全対策工事了了、燃料装荷開始</p>	<p>OR6.10.25 島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流通電設備(3系統目)の審査合格について中国電力から報告</p> <p>OR6.11.16(ほか) 令和6年度島根地域における2県・6市の合同原子力防災訓練実施</p> <p>OR6.11.21 原子力安全顧問会議で、島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流通電設備(3系統目)の審査に対する専門家意見を聴取</p> <p>OR6.11.24 原子力安全対策合同会議で、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の委員から島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流通電設備(3系統目)の審査結果に関する意見を聴取</p> <p>OR6.12.7 島根2号機の原子炉起動</p> <p>■R6.12.13 令和6年度第4回原子力安全対策PT会議(コアメンバー)で、島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流通電設備(3系統目)に係る中国電力への回答及び国への要望について協議</p> <p>OR6.12.19 島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流通電設備(3系統目)に係る中国電力の事前報告に対して回答</p> <p>OR6.12.25 島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流通電設備(3系統目)について、国(原子力規制委員会、内閣府、経済産業省)へ申入れ</p> <p>OR7.9.3 鳥取県、米子市、境港市の連名で中国電力に対し、立地地域と周辺地域との財源措置の適正化を申入れ</p> <p>OR7.11.6 鳥取県、米子市、境港市の連名で中国電力に対し財源措置の適正化の早期実現化のため、核燃料税に見合う財源と島根半島震災対策事業に見合う財源の措置を求める申入れ</p> <p>■R7.12.24 鳥取県と中国電力は、島根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定(核燃料税基礎、弓ヶ浜震災対策事業、人件費)を締結(核燃料税基礎については、米子市、境港市が立会)</p>
<p>■R6.12.23 島根2号機の再稼働(発電機並列)</p> <p>■R7.1.10 島根2号機の営業運転再開</p>	<p>OR7.9.3 鳥取県、米子市、境港市の連名で中国電力に対し、立地地域と周辺地域との財源措置の適正化を申入れ</p> <p>OR7.11.6 鳥取県、米子市、境港市の連名で中国電力に対し財源措置の適正化の早期実現化のため、核燃料税に見合う財源と島根半島震災対策事業に見合う財源の措置を求める申入れ</p>
<p>R7</p>	<p>OR7.9.3 鳥取県、米子市、境港市の連名で中国電力に対し、立地地域と周辺地域との財源措置の適正化を申入れ</p> <p>OR7.11.6 鳥取県、米子市、境港市の連名で中国電力に対し財源措置の適正化の早期実現化のため、核燃料税に見合う財源と島根半島震災対策事業に見合う財源の措置を求める申入れ</p> <p>■R7.12.24 鳥取県と中国電力は、島根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定(核燃料税基礎、弓ヶ浜震災対策事業、人件費)を締結(核燃料税基礎については、米子市、境港市が立会)</p>

写

第201200118956号
平成24年11月1日

中国電力株式会社
取締役社長 菊田 英 様

鳥取県
鳥取県知事 平井 伸 治

米子市
米子市長 野坂 康 夫

境港市
境港市長 中村 勝 治

国の原子力防災対策見直しを踏まえた「鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

去る9月19日、国の原子力安全規制に関する新組織（原子力規制委員会）が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法及び同法施行令等が改正されたことにより、既に鳥根原子力発電所に係る地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していた鳥取県は、関係周辺都道府県に、米子市、境港市は関係周辺市町村に位置付けられることとなりました。

また、先に発表された原子力規制庁（原子力規制庁）の原子力災害対策指針により、緊急時防護措置準備区域（UPZ）に鳥取県が位置付けられることになりました。

ついでには、貴社に対し、鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

- 1 安全協定を立地県・立地市並の協定となるよう改定すること。
- 2 同運営要綱第11条の規定により、実務担当者で構成される協議会を設置し、誠意ある協議を行うこと。

写

鳥根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）並びに米子市及び境港市（以下「丙」という。）は、甲が鳥根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続きを経ることを確認する。

記

- 1 甲は、乙及び丙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した鳥根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙及び丙に説明する。
- 3 前取の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し、丙の意見等を踏まえた意見等の提出があった場合には、甲は、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年11月7日

甲	鳥根県知事	溝口 善兵衛
乙	鳥取県知事	平井 伸治
丙	米子市長	野坂 康夫
丙	境港市長	中村 勝治

島根原子力発電所の安全対策、防災対策に係る協定の締結状況

島根県は、島根原子力発電所に係る県民の安全対策、防災対策については、関係する機関と各種協定を締結しています。

協定締結日	締結相手	協定の概要
R4. 4. 8	中国電力	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所に係る島根県民の安全確保等に関する協定 島根原子力発電所に係る島根県民の安全確保等に関する協定の運営要綱 →協定は「資料5」、運営要綱は「資料6」をご覧ください。
R4. 7. 6	中国電力	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定 島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定 →協力協定は「資料8」、財源協力協定は「資料9」をご覧ください。
H27. 12. 2	2府8県バス協会	<p>大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定</p> <p>【協定の概要】</p> <p>(1) 府県バス協会は、大規模広域災害時において、府県からの要請に基づき、次の業務に協力する。</p> <p>ア 被災者（滞留者を含む）の輸送業務</p> <p>イ 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務</p> <p>ウ ボランティアの輸送業務 等</p> <p>(2) 他府県への協力を要請する必要がある場合は、広域連合が応援調整を実施する。</p>
H29. 4. 17	中国5県のバス協会	<p>原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定</p> <p>【協定の概要】</p> <p>中国5県バス協会は、原子力災害時において、両県からの要請に基づき、次の業務に協力する。</p> <p>ア バスによる避難住民等の輸送業務</p> <p>イ その他県が必要とするバスによる支援業務</p>
H29. 7. 24	中国5県のタクシニ協会	<p>原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定</p> <p>【協定の概要】</p> <p>中国5県タクシニ協会は、原子力災害時において、両県からの要請に基づき、次の業務に協力する。</p> <p>ア 福祉タクシーによる避難者（要配慮者）の輸送業務</p> <p>イ その他県が必要とする福祉タクシーによる支援業務</p>
H27. 8. 17	2府8県放射線技師会及び日本診療放射線技師会	<p>原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定</p> <p>【協定の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 府県放射線技師会は、原子力災害時において、府県からの要請に基づき、住民等の汚染スクリーニング及び除染業務の指導・実施等に協力 他府県への協力を要請する必要がある場合は、広域連合が応援調整を実施 その際、日本診療放射線技師会は府県放射線技師会との調整等を実施

※各協定書については、ホームページ「とつとりの原子力防災」をご覧ください。

【島根原子力発電所に関する協定】

<https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=10558>

【人形峠除染技術センターに関する協定】

<https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=10846>

島根原子力発電所に係る島根県民の安全確保等に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

（安全確保等の責務）

- 第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。
- 第2条 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。
- 第3条 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。
- 第4条 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。

（情報の公開）

- 第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

- 第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

- 第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等にて定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。
- 第5条 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（環境放射線等の測定）

- 第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。
- 第6条 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更については意見を述べることができるものとする。
- 第7条 甲は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。
- 第8条 甲、乙及び丙は、必要と認められた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち合わせることができるとする。
- 第9条 甲は、測定結果を公表するものとする。

（計画等の事前報告）

- 第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。
 - （1）発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
 - （2）原子炉施設（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以

- 下この条において「法」という。)に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第3条第1項第2号に規定する施設をいう。)の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更
 - 2 甲、乙及び丙は、前項に定める報告について意見を述べることができるものとする。
 - 3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事(原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。)の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
 - (2) 発電所の運転(試運転を含む。)計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
 - (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
 - (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
 - (5) 環境放射線の測定結果
 - (6) 温排水等の調査結果
 - (7) 品質保証活動の実施状況
 - (8) 高齢化対策の計画及び実施状況
 - (9) その他必要と認められる事項
- 2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

(異常時における連絡)

- 第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。
- (1) 原子炉施設の故障関係
 - ① 原子炉施設の故障があったとき。
 - ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
 - ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
 - ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならぬおそれがあるとき。

(2) 放射性物質の漏えい関係

- ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
- ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。
- (3) 放射線被ばく関係

- ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
- ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。
- (4) その他

① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

- ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
 - ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
 - ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
 - ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。
- 2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認められた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(立入調査)

第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲は、甲の職員を発電所に立入調査させることができるものとする。

2 丁は、前項の立入調査に協力するものとする。

3 第1項の規定により立入調査を行う者は、安全確保のため丁の保安規定その他関係法令に従うものとする。

4 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲は、丁に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

(適切な措置の要求)

第12条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認められる場合は、乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じて、適切な措置(原子炉の運転停止を含む。)を講ずることを求めるものとする。

2 丁は、前項の求めがあったときは、誠意をもって対応するものとする。

(教育訓練)

第13条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。

2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

第14条 丁は、原子力事業者防災業務計画(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項に基づき策定した計画)に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

第15条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第16条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第6条、第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第17条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第18条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱

る。
2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第19条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第20条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第21条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。
2 丁は、この協定の運用において、甲、乙及び丙から意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

3 甲、乙及び丙は、第8条第1項、第9条又は第10条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。

(その他)

第22条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ1通を保有するものとする。

平成23年12月25日

平成27年12月22日 (一部改定)

令和4年4月8日 (一部改定)

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

平井伸治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市

米子市長

伊木隆司

丙 鳥取県境港市上道町3000番地

境港市

境港市長

伊達憲太郎

丁 広島県広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員

清水希茂

鳥取県(以下「甲」という。)、米子市(以下「乙」という。)、境港市(以下「丙」という。)及び中国電力株式会社(以下「丁」という。))は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定(以下「協定」という。))第21条第1項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

(安全確保等の責務)

第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。(以下同じ。)

2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)」及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理(計画、実施、評価及び改善をいう。)することをいう。

3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準」及び「実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領」に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年化の特徴を把握して、これに的確に対応した施設管理を行うことをいう。

4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。

(放射性廃棄物の管理目標値)

第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」による。

(計画等の事前報告)

第3条 協定第6条第2号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)(以下この条において「法」という。))第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。

2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の34第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。

(1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たった計画変更

(2) 前号以外の計画変更にあつては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更

3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が協議するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであつて、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たっては、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、適切に報告を行うものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。

- (1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
 - (2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。
 - (3) 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。
 - (4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちにその内容や甲、乙及び丙に連絡しなければならぬ。
- 2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。
- 3 連絡様式は、別に定めるものとする。

(平常時における連絡)

第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画

- ① 原子炉発電所建設計画（その都度）
- ② 原子炉設置変更許可申請（その都度）
- ③ 原子炉設置変更許可（その都度）
- ④ 設計及び工事の計画の認可申請（その都度）
- ⑤ 設計及び工事の計画の認可（その都度）
- ⑥ 建設工事計画（毎年度当初）
- ⑦ 建設工事の進捗状況（毎月）
- ⑧ 廃止措置計画認可申請（その都度）
- ⑨ 廃止措置計画認可（その都度）
- ⑩ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
- ⑪ 廃止措置計画変更認可（その都度）
- ⑫ 廃止措置計画の変更届（その都度）

- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況

- ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
- ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
- ③ 発電所の運転状況（毎月）
- ④ 計画運転停止の計画（その都度）
- ⑤ 計画運転停止の実績（その都度）
- ⑥ 冷却水取放水量の変更（その都度）
- ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
- ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
- ⑨ 廃止措置状況（毎月）

- (3) 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況

- ① 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況（毎月）
- ② クリアランス対象物に係る認可申請及び認可（その都度）
- (4) 発電所の定期事業者検査の実施計画及びその結果
- ① 定期事業者検査の計画（その都度）
- ② 定期事業者検査の実施状況（毎週）
- ③ 定期事業者検査の結果（その都度）
- (5) 環境放射線の測定結果

- ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）
- ② 環境放射線の測定結果（環境試料）（毎四半期）
- (6) 温排水等の調査結果

- ① 取放水の水温（毎月）
 - ② 沿岸定点の水温（毎月）
 - ③ 格子状定線の水温（毎四半期）
- (7) 品質保証活動の実施状況
- ① 品質保証活動の実施状況（半年毎）
 - (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - ① 長期施設管理計画の認可申請（その都度）
 - ② 長期施設管理計画の認可（その都度）
 - ③ 長期施設管理計画の実施状況（その都度）
- (9) その他必要と認められる事項

- ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月）
- ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）
- ③ 放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）
- ④ 規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）
- ⑤ 原子炉施設の使用廃止（その都度）
- ⑥ 地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）
- ⑦ 新燃料の輸送実績（その都度）
- ⑧ 使用済燃料の輸送実績（その都度）
- ⑨ 低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）
- ⑩ 安全性向上評価届出書（その都度）
- ⑪ 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）

⑫ その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）

- 2 連絡様式は、別に定めるものとする。
- 3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとする。

- ① 各号機の発電出力
- ② 各号機の排気筒モニタ値
- ③ 各号機の放水路水モニタ値
- ④ 敷地境界モニタリングポスト値
- ⑤ 風向及び風速

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。

(異常時における連絡)

第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていなくても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。

2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設とする。

また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定される故障とする。

3 協定第10条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。

4 協定第10条第1項第1号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が5パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。

5 協定第10条第1項第2号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染され

甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成23年12月25日

平成27年12月22日（一部改定）

令和4年4月8日（一部改定）

令和7年6月6日（一部改定）

甲 鳥取県 鳥取県知事 平井伸治

乙 米子市 米子市長 伊木隆司

丙 境港市 境港市長 伊達憲太郎

丁 中国電力株式会社 鳥取原子力発電所長 岩崎晃

た物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）

6 協定第10条第1項第3号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第44条第1項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。

7 協定第10条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。

8 協定第10条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。

9 協定第10条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。

10 協定第10条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

（立入調査）

第8条 協定第11条第1項の「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。

2 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発電所に立ち入らせて確認させ、意見を述べることができるものとする。

3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

（適切な措置の要求）

第9条 丁は、協定第12条第1項の規定による措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回答するものとする。

2 甲は、前項の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲及び丁において協議し、丁は適切な措置を講ずるものとする。

（公衆への広報）

第10条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。

（損害の補償）

第11条 協定第18条第1項に規定している損害は、放射線的作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。

2 協定第18条第2項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。

3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。

（協定の改定）

第12条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第20条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。

（運用）

第13条 甲、乙及び丙は、協定第10条第2項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、

別表1 第7条第3項で規定する安全関係設備

2号機		備考
(1)	ほう酸水注入系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	
(3)	高圧炉心スプレイ系	
(4)	高圧原子炉代替注水系	
(5)	低圧注水系	炉心冷却機能
(6)	低圧炉心スプレイ系	
(7)	低圧原子炉代替注水系(常設)	
(8)	自動減圧系	
(9)	非常用ガス処理系	
(10)	格納容器冷却系	
(11)	格納容器代替スプレイ系(常設)	放射性物質の閉じ込め機能
(12)	ペダスタル代替注水系(常設)	
(13)	残留熱代替除去系	
(14)	格納容器ファイタルバント系	
(15)	非常用ディーゼル発電機系	
(16)	常設代替交流電源設備	非常用電源
(17)	直流電源	
(18)	所内常設蓄電式直流電源設備	
(19)	常設代替直流電源設備	

別表2 第7条第8項で規定する異常時通報基準値

計器名	通報値
敷地境界モニタリングポスト	220nGy/h

(2)

計器名	通報値 A		通報値 B	
	(下記の状態が10時間続くとき)		(下記の状態になったとき)	
1号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps	
	タービン建物排気筒モニタ	150cps	300cps	
	放水路水モニタ	7cps	70cps	
2号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps	
	放水路水モニタ	8cps	80cps	

(3)

計器名	通報値	備考
サイトバンカ建物排気筒モニタ	150cps	積算放射能量の計測値が左の値になったとき

写

島根本企第4号
2022年4月8日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清水希茂

鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、鳥根原子力発電所をはじめとする当社事業運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日に、貴県、米子市および境港市より申入れをいたされました、鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）の改定に関する鳥取県に亘る協議にご対応いただき、また、この間、協議会の開催や議会でのご議論など、種々のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社がご提案した安全協定の改定案は、申入れの趣旨を踏まえて、これまで真摯に検討を重ねた結果として、当社としてとり得る最大限の対応を織り込んだものであり、このたび、改定案をご了承いただきましたこと、重ねて、厚く御礼申し上げます。

当社といたしましては、鳥取県民の皆さまの安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は立地自治体と同じとの考えのもと、安全協定の運用におきましては、同協定第6条の貴県の意見の取り扱いも含め立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

当社は今後とも、鳥取県民の皆さまの安全・安心のため、安全協定の誠実な運用を行うとともに、鳥根原子力発電所の安全性を不断に追及してまいります。ございますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定

島根県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）におけるそれぞれの責務を踏まえ、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、丙の島根原子力発電所にかかる原子力防災対策（以下「原子力防災対策」という。）について、甲、乙及び丙が相互に連携、協力を図ることを目的とする。

（協力項目）

第2条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について誠意をもって協力するとともに、平時から要員や資機材等の協力体制について情報共有を行うものとする。

- (1) 避難地域時検査、簡易除染及びこれに付帯する事項
- (2) 緊急時モニタリング
- (3) 避難行動要支援者等の避難等の支援（福祉車両の確保等を含む）
- (4) 放射線防護対策施設への物資供給
- (5) 避難所運営支援（物資輸送を含む）
- (6) オフサイトセンターへの電源供給
- (7) 放射線防護資機材の供給支援
- (8) 住民相談窓口等の設置
- (9) その他、原子力防災対策において法令・原子力災害対策指針の改正に伴い丙が協力することとされた事項

2 丙は、前項に定める事項のほか、原子力防災対策について積極的な協力をを行うものとする。
（財源協力）

第3条 丙は、乙が実施する原子力防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、乙及び丙が別に定めるところにより応分の負担をするものとする。

（協定の実施体制）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定の実施に当たり、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが協定の終了の申し入れ、相手方のいずれかがこれを承諾するまでの間、その効力を維持するものとする。

（情報保護）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示が求められた場合は、この限りではない。

（協議）

第7条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年7月6日

甲	島根県				
	島根県知事	丸山	達也		
乙	鳥取県				
	鳥取県知事	平井	伸治		
丙	中国電力株式会社				
	代表取締役 社長執行役員	瀧本	夏彦		

島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定

(核燃料税基礎、弓ヶ浜半島震災対策事業、人件費)

核燃料税基礎

島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定

鳥取県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、甲並びに米子市及び境港市（以下「2市」という。）が島根原子力発電所に係る原子力防災対策（以下「防災対策」という。）を実施するために要する経費のうち国の財源措置が得られない一部を島根原子力発電所の設置者である乙が負担することについて、次のとおり協定を締結する。

(負担の範囲)

第1条 乙は、甲及び2市が選定して実施する防災対策における広範な事業の財源として、乙が鳥取県に納付する毎年度の核燃料税実績額に乙の島根原子力発電所から30キロメートル圏内における鳥取県と甲の人口比に基づく100分の18を乗じた額を負担するものとする。

(2市への交付)

第2条 甲は、2市が実施する防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものに対し、前条により定められた金額の中から、2市に毎年度交付できるものとする。

(国への要請等)

第3条 甲及び乙は、防災対策について、引き続き国の財政措置実現に向けた要請等に努めるものとする。

(有効期間、更新)

第4条 本協定の有効期間は、令和7年度から同11年度までの5年間とする。

2 甲が令和12年度以降に実施する防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものであって、甲が必要であると認めるものがある場合は、島根原子力発電所の状況変化等も踏まえ、甲乙協議の上、本協定を更新することができるものとする。

3 甲は、前項の協議を求める場合は、乙に対して、令和11年12月31日までに、書面により申入れを行うものとする。

(協定の見直し、失効)

第5条 前条第1項に定める有効期間中であっても、国の原子力政策の状況変化等があった場合は、甲乙協議の上、本協定を見直し又は失効することができるものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める条項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、解決する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年12月24日

甲 鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

乙 中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 中川 賢剛

立会人 米子市

米子市長 伊木 隆司

立会人 境港市

境港市長 伊達 憲太郎

弓ヶ浜半島震災対策事業

弓ヶ浜半島震災対策事業に関する協力協定

令和7年12月24日

鳥取県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、令和6年能登半島地震を踏まえ甲が実施する弓ヶ浜半島における震災対策事業（以下「弓ヶ浜半島震災対策事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力額）

第1条 乙は、乙の島根原子力発電所が弓ヶ浜半島の30キロメートル圏内に立地していることを踏まえ、甲が実施する弓ヶ浜半島震災対策事業の早期実現のため、本協定期間において総額9億円を上限に協力する。

（毎年度の支払額）

第2条 前条の協力について、乙は、毎年度9千万円を目安として、甲乙協議により定める額を甲に支払う。

（国の財源の活用）

第3条 甲は、弓ヶ浜半島震災対策事業の実施に当たっては、有利な国費及び地方債の活用を努めるものとする。

（有効期間、期間延長等）

第4条 本協定の有効期間は、令和7年度から同16年度までの10年間とする。

2 甲が弓ヶ浜半島震災対策事業の実施に当たり、正当な理由により繰越等の必要が生じた場合は、甲乙協議の上、前項の有効期間を延長することができるものとする。

3 甲は、前項の協議を求めるときは、乙に対して、書面により申入れを行うものとする。

4 第1項に定める有効期間中であっても、弓ヶ浜半島震災対策事業の実施が必要なくなる等の状況変化があった場合は、甲乙協議の上、本協定を見直すことができるものとする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める条項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ1通を保有するものとする。

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙 中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 中川 賢剛

人件費

島根原子力発電所に係る原子力防災に要する人件費への財源協力協定

鳥取県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、鳥取県と甲との間において令和4年7月6日付けで締結した島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定（以下「基本協定」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（負担の範囲）

第1条 乙は、基本協定第3条に基づき、甲並びに米子市及び境港市（以下「2市」という。）が島根原子力発電所に係る原子力防災対策（以下「防災対策」という。）を実施するために要する人件費に相当する額（以下「人件費相当額」という。）について、金1億8千万円を上限に、毎年度、甲乙協議により定める額を負担するものとする。

（国への要請）

第2条 甲及び乙は、防災対策を実施するために要する人件費について、引き続き国の財源措置実現に向けた要請等に努めるものとする。

（有効期間、更新）

第3条 本協定の有効期間は、令和7年度から同11年度までの5年間とする。

2 甲及び2市が令和12年度以降に要する人件費相当額について、甲が必要であると認める場合は、島根原子力発電所の状況変化等も踏まえ、甲乙協議の上、本協定の期間を更新することができるものとする。

3 甲は、前項の協議を求める場合は、乙に対して、令和11年12月31日までに、書面により申入れを行うものとする。

（協定の見直し、失効）

第4条 前条第1項に定める有効期間中であっても、国の原子力政策の状況変化等があった場合は、甲乙協議の上、本協定を見直し又は失効することができるものとする。

2 本協定の全部が失効した場合は、それ以降、基本協定第3条はその効力を失う。

（旧協定の失効）

第5条 甲と乙との間において令和4年7月6日付けで締結した島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定は、本協定の効力発生とともにその効力を失う。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める条項に疑義が生じたときは、甲及び乙が

協議の上、解決する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年12月24日

甲 鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

乙 中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 中川 賢剛

写

第 2021003255587 号
防起第 3219 号-1
受境自第 41-1 号
令和 4 年 3 月 25 日

中国電力株式会社
代表取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治
米子市長 伊木 隆司
境港市長 伊達 憲太郎

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について (回答)

平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあったことについては、安全を第一義として、下記の条件を前提として了解するものであり、貴社の誠意ある対応を強く求めます。

- 1 島根原子力発電所 2 号炉の安全対策については、新規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映 (バックフィット) し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。
- 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上と真摯に対応することともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。
- 3 長期にわたる停止後の再稼働となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不撓の充実・強化を責任をもって行うこと。
- 4 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。
- 5 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。
- 6 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、社員の心身の健康管理を含め、今後も安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。
- 7 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力をを行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。

写

第 2021003255589 号
防起第 3218 号-1
発境自第 21 号
令和 4 年 3 月 25 日

経済産業大臣 萩生田 光一 様

鳥取県知事 平井 伸治
米子市長 伊木 隆司
境港市長 伊達 憲太郎

中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号炉の再稼働に向けた政府の方針について (回答)

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資庁第 1 号で理解要請のあったことについては、下記事項について申し入れます。

また、中国電力から平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあった「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」については、了解する旨回答しました。

ついては、責務におかれては、下記事項について、関係省庁と連携し、政府として適切な対応を強く求めます。

- 1 島根原子力発電所 2 号炉の安全確保については、今後行われる工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な審査を行うこと。併せて、原子力発電所の安全性に新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について県民に分かりやすく説明し、厳格な審査を行うこと。
- 2 中国電力が行う島根原子力発電所 2 号炉の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 3 中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。
- 4 使用済燃料の最終処分については、確実に実施できるよう国が前面に立つて責任をもって対処すること。
- 5 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講ずること。
- 6 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZ における原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。
- 7 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。
- 8 今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声や確実な法的な仕組みを整備し、同意を求めめる範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 9 島根原子力発電所の事故時の避難では、鳥根県からの避難者も弓ヶ浜半島を通過する計画となっており、円滑な避難を行うためには、米子境港間の高規格道路が必要であり、早期に整備を行うこと。

10 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防衛するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づき国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。

写

第202100325588号
令和4年3月25日

島根県知事 丸山 達也 様

鳥取県知事 平井 伸治

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく
手続きについて (回答)

令和3年12月14日付原第638号で依頼のあったこのことについては、今後、貴県の判断の説明を受け、米子市及び境港市の意見等を踏まえて回答します。

なお、中国電力株式会社からの事前報告に対し別添写しのおり回答し、常に最新の知見を反映し安全性の向上に努めることなど7項目について特に強く求めました。

また、国に対して別添写しのおり申し入れしました。

貴職におかれましては、島根原子力発電所で事故が起きた場合には県境に関係なく当県の県民も大きな影響を受けることに御理解いただき、島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性申請に係る事前了解願ひに係る貴県の判断に際して、当職の考え方を反映していただきますようお願いいたします。

※中国電力への回答については、資料10のとおり
※国への申し入れについては、資料11のとおり

写

鳥取県知事
平井伸治様

島原本企第1号
2022年4月7日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清水希茂

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る
安全対策について（回答）に対する当社の対応について

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和4年3月25日付第202100325587号によるご回答に対し、下記のとおり、誠意をもって対応してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事故等のリスクを可能な限り低減させるため、地震・津波をはじめとした各事象に係る最新の知見を安全対策に適切に反映するとともに、新規基準に基づき対応にとどまらず、自主的な安全対策にもつつかりと取り組んでまいります。

また、万が一発電所の事故により地域の皆さまに損害が生じた場合には、賠償について風評被害も含め誠意をもって責任ある対応をいたします。

2. 原子力規制委員会における工事計画認可等の審査について、引き続き真摯に対応いたします。

また、その状況を適宜、真県、米子市および境港市にご報告し、ご意見誠実に対応いたしますとともに、様々な機会を通じて分かりやすく丁寧に説明してまいります。

3. 今後も引き続き、長期停止の影響に対する保全活動も含め、安全最優先で緊張感をもって、万全を期します。

このため、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制の整備に加え、手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に対応できる力量の確保など、人的対応についても充実・強化を図ってまいります。

4. 武力攻撃への対応を含め、安全性向上に必要な知見について、適切に反映してまいります。

また、設備に対する被害が想定される場合は、自らの判断で発電所を停止することも含め、適切に対応してまいります。

5. 汚染水対策について、島根原子力発電所の特性を踏まえた対策を自主的に講じており、引き続き、運用面も含めた充実を図ってまいります。

6. 鳥取県民の皆さまに信頼いただき、ご理解とご協力いただけるよう、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」の誠実な運用に努めることはもとより、今後も更なる安全文化の醸成に向け、協力会社も含めた体制整備、機能強化を図ってまいります。

7. 真県、米子市および境港市が実施される島根原子力発電所に係る原子力防災対策への協力内容について、今後、誠意をもって協議させていただきます。
また、同対策に必要な財源へのご協力についても、一定の継続性をもった仕組みとして協定を締結させていただきたく存じます。

以上

新規制基準適合性審査会の開催状況

原子力規制委員会による審査は、計184回の審査会に加え、計6回の現地調査（平成26年12月19日、平成27年2月5日・6日、10月29日・30日、平成29年8月28日、平成30年11月15日・16日、令和元年9月20日）によって行われました。

回	開催日	審査会合	内 容
1	平成28年1月16日	第 68回	島根原子力発電所 2号機に係る申請の概要
2	1月28日	第 73回	島根原子力発電所 2号機の申請内容に係る主要な論点
3	2月20日	第 83回	敷地周辺陸域の活断層評価
4	3月19日	第 95回	敷地周辺陸域の活断層評価
5	4月9日	第 103回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
6	4月16日	第 106回	地下構造評価
7	5月1日	第 109回	敷地周辺陸域及び海域の活断層評価〔コメント回答〕
8	6月27日	第 121回	震源を特定せず策定する地震動
9	7月22日	第 125回	確率論的リスク評価（内部事象）
10	8月5日	第 129回	動的機器の車一故障に係る設計
11	8月28日	第 133回	格納容器フィルタベント系
12	9月5日	第 135回	地下構造評価〔コメント回答〕
13	9月11日	第 137回	指摘事項の回答（格納容器フィルタベント系）
14	9月30日	第 142回	確率論的リスク評価（外部事象）
15	10月2日	第 144回	事故シナケンス等の選定
16	10月14日	第 147回	重大事故等対策の有効性評価
17	10月16日	第 148回	重大事故等対策の有効性評価
18	10月23日	第 151回	外部火災の影響評価
19	10月30日	第 154回	内部溢水の影響評価
20	11月6日	第 155回	外部火災の影響評価
21	11月13日	第 159回	可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート
22	11月20日	第 163回	重大事故等対策の有効性評価
23	11月21日	第 164回	地下構造評価〔コメント回答〕
24	12月4日	第 168回	火災防護
25	12月9日	第 171回	重大事故等対策の有効性評価
26	平成27年1月15日	第 182回	重大事故等対策の有効性評価
27	1月16日	第 183回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
28	1月27日	第 187回	重大事故等対策の有効性評価
29	2月3日	第 190回	竜巻影響評価
30	2月10日	第 193回	緊急時対策所
31	2月19日	第 197回	設備作防、安全避難通路、安全保護回路
32	2月24日	第 199回	原子炉冷却材圧力バウンダリ
33	2月26日	第 200回	格納容器フィルタベント系
34	3月3日	第 202回	原子炉格納容器の限界温度・圧力に関する評価
35	3月5日	第 203回	動的機器の車一故障に係る設計〔指摘事項回答〕
36	3月6日	第 204回	地下構造評価〔コメント回答〕
37	3月17日	第 207回	重大事故等対策の有効性評価
38	3月19日	第 209回	外部火災の影響評価〔指摘事項回答〕
39	3月24日	第 211回	通信連絡設備
40	3月31日	第 213回	竜巻影響評価〔指摘事項回答〕
41	4月2日	第 214回	監視設備及び監視測定設備
42	4月7日	第 216回	フィルタベント系
43	4月9日	第 217回	竜巻影響評価
44	4月21日	第 220回	共用に関する設計上の考慮
45	4月24日	第 223回	敷地の地質・地質構造
46	5月12日	第 224回	重大事故等対策の有効性評価〔その1〕
47	5月15日	第 226回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
48	5月21日	第 227回	内部溢水の影響評価〔指摘事項回答〕
49	5月28日	第 231回	格納容器フィルタベント系〔指摘事項回答〕（その1）
50	6月2日	第 233回	設備作防、安全避難通路、安全保護回路〔指摘事項回答〕
51	6月9日	第 236回	重大事故等対策の有効性評価〔その2〕
52	6月11日	第 237回	原子炉制御室
53	6月12日	第 238回	火山影響評価

54	6月19日	第 241回	敷地周辺陸域の活断層評価
55	6月23日	第 242回	重大事故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コード
56	6月30日	第 244回	確率論的リスク評価〔指摘事項回答〕（その1）
57	7月2日	第 245回	確率論的リスク評価〔指摘事項回答〕（その2）
58	7月9日	第 247回	外部事象の考慮
59	7月14日	第 249回	事故シナケンス選定〔指摘事項回答〕（その1）
60	7月16日	第 250回	事故シナケンス選定〔指摘事項回答〕（その2）
61	7月21日	第 251回	格納容器フィルタベント系〔指摘事項回答〕（その2）
62	7月28日	第 254回	内部火災の防護〔指摘事項回答〕（その1）
63	7月31日	第 257回	敷地周辺陸域及び海域の活断層評価〔コメント回答〕
64	8月4日	第 258回	水素爆発防止対策
65	8月6日	第 259回	内部火災の防護〔指摘事項回答〕（その2）
66	9月9日	第 271回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
67	10月15日	第 283回	重大事故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コード〔指摘事項回答〕
68	11月20日	第 297回	日本海における大規模地震に関する調査検討報告書を踏まえた活断層評価
69	12月16日	第 309回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答及びび共通断層両端の評価〕
70	平成28年12月15日	第 318回	敷地の地質・地質構造について〔コメント回答〕
71	1月29日	第 324回	島根原子力発電所 敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
72	3月31日	第 345回	今後のBWRプラントの審査の進め方
73	4月21日	第 353回	BWR 審査における論点及び今後の審査の進め方
74	4月28日	第 358回	火山影響評価〔コメント回答〕
75	5月13日	第 360回	震源を特定して策定する地震動
76	5月26日	第 363回	地震による損傷の防止について
77	7月12日	第 379回	施設の耐震重要度分類の変更
78	8月25日	第 393回	重大事故等対策の有効性評価〔コメント回答〕
79	9月15日	第 400回	重大事故等対策の有効性評価
80	11月11日	第 414回	震源を特定して策定する地震動
81	11月17日	第 415回	耐震設計の論点
82	12月16日	第 423回	基準津波の策定
83	平成29年2月17日	第 414回	敷地ごとに震源を特定して策定する地震動
84	2月19日	第 474回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
85	7月28日	第 491回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
86	9月29日	第 515回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
87	10月27日	第 524回	敷地ごとに震源を特定して策定する地震動〔コメント回答〕
88	12月1日	第 530回	敷地ごとに震源を特定して策定する地震動〔コメント回答〕
89	平成30年2月2日	第 544回	基準地震動の策定について
90	2月16日	第 549回	基準地震動の策定について〔コメント回答〕
91	4月6日	第 563回	基準津波の策定〔コメント回答〕
92	4月27日	第 566回	基準地震動の年超過確率の参照について
93	5月25日	第 575回	基準津波の策定〔コメント回答〕
94	6月1日	第 579回	基準地震動の年超過確率の参照について
95	7月20日	第 605回	基準津波の策定〔コメント回答〕
96	9月28日	第 632回	基準津波の策定〔コメント回答〕
97	12月14日	第 662回	基準津波に伴う砂移動評価
98	12月18日	第 663回	設置変更許可申請に係る補足説明
99	平成31年1月18日	第 671回	基準津波の年超過確率の参照について
100	2月5日	第 675回	不法な侵入防止、原子炉冷却材圧力バウンダリ、視操作の防止、避難通路等、全交流動力電源喪失対策設備、安全保護回路
101	2月26日	第 686回	耐震設計
102	3月14日	第 693回	外部火災影響評価、放射線性固体廃棄物の固化材変更、保安電源設備の整備
103	4月4日	第 699回	外部事象の影響評価、燃料プール監視設備の整備、安全施設の機能確保
104	4月9日	第 701回	耐震設計の基本方針、P.R.A.（内部事象、地震、津波）の再評価
105	令和元年5月9日	第 713回	内部溢水影響評価、竜巻影響評価、事故シナケンスのまとめ方
106	5月21日	第 715回	耐震設計（防波堤損傷時の運用方針、入力津波の設定）
107	5月30日	第 720回	内部火災影響評価、燃料プール、安全施設、放射線性固体廃棄物の固化材変更
108	6月11日	第 724回	炉心損傷防止対策の有効性評価
109	6月18日	第 730回	耐震設計（弾性設計用地震動、地下水位、液状化影響）

110	6月27日	第 736回	耐津波設計 (津波荷重の設定、竜巻影響評価、外部事象の影響、誤操作の防止、全交流電源喪失対策設備)
111	6月28日	第 737回	基幹津波の策定 (1号放水連絡通路防波扉における評価)
112	7月2日	第 739回	外部事象の影響 (地すべりと土石流)、耐津波設計 (地山の健全性)
113	7月9日	第 742回	炉心損傷防止対策の有効性評価
114	7月25日	第 748回	内部溢水影響評価、安全施設、固化材変更、炉心損傷防止対策の有効性評価
115	8月1日	第 754回	耐震設計 (建物の地震応答解析モデル、入力地震動の評価)
116	8月22日	第 757回	外部火災影響評価、火災による損傷防止 (内部火災)
117	8月27日	第 759回	耐震設計 (SA 設備への地震による荷重と運転時荷重の組み合わせ、地震時の被覆管の閉じ込め機能の維持)
118	8月30日	第 762回	基礎地盤及び周辺斜面の安定性
119	9月5日	第 766回	耐震設計 (弾性設計用地震動、水平2方向及び鉛直方向地震力の適切な組み合わせ)
120	9月12日	第 770回	竜巻影響評価、外部事象の影響
121	9月13日	第 771回	基幹津波の策定 (1号放水連絡通路防波扉における評価)
122	10月1日	第 780回	内部火災及び外部火災
123	10月8日	第 781回	重大事故対策 (燃料プールでの燃料損傷防止対策)、耐震設計 (耐震設計手法の最新化)
124	10月24日	第 786回	耐震設計 (建物基礎への新たな設計手法の適用等)
125	10月29日	第 789回	内部溢水
126	10月31日	第 803回	耐津波設計、重大事故対策 (運転中の炉心損傷防止対策)
127	11月12日	第 796回	耐震設計 (制震装置 (ダンパー) の追加)、重大事故対策 (運転停止中の燃料損傷防止対策)
128	11月14日	第 797回	耐震設計 (建物屋根への新たな設計手法の適用、設計手法等の精緻化)
129	11月22日	第 802回	斜面の安定性
130	11月28日	第 803回	炉心損傷防止対策の有効性評価
131	12月5日	第 806回	有毒ガス防護
132	12月10日	第 809回	耐震設計、格納容器破損防止対策の有効性
133	12月17日	第 814回	地震による損傷の防止
134	12月24日	第 819回	審査関係スケジュール、可搬型重大事故等対処設備保管場所等
135	令和2年1月21日	第 823回	耐震設計
136	1月23日	第 825回	格納容器破損防止対策の有効性評価
137	1月24日	第 827回	火山影響評価
138	1月28日	第 828回	耐津波設計
139	2月4日	第 830回	有毒ガス防護
140	2月6日	第 832回	格納容器破損防止対策の有効性評価、水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備、監視測定設備
141	2月13日	第 834回	耐震設計
142	2月20日	第 838回	炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策の有効性評価
143	2月25日	第 839回	津波による損傷の防止
144	2月28日	第 841回	斜面の安定性
145	3月3日	第 842回	耐震設計
146	3月5日	第 843回	緊急時対策所、通信連絡設備
147	3月10日	第 845回	耐震設計
148	3月17日	第 850回	耐震設計
149	3月19日	第 852回	原子炉制御室、被ばく線量の評価等
150	3月24日	第 853回	耐津波設計
151	3月26日	第 854回	火災による損傷の防止
152	4月28日	第 858回	耐震設計、重大事故等対策の有効性評価
153	5月14日	第 860回	火山影響評価
154	5月18日	第 861回	可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート
155	5月26日	第 863回	耐津波設計、外部事象の考慮
156	6月9日	第 866回	重大事故等対策の有効性評価
157	6月16日	第 867回	火災による損傷の防止、外部事象の考慮、外部火災影響評価、燃料体等の取扱施設・貯蔵施設、安全施設、竜巻影響評価等
158	6月19日	第 868回	原子炉建物等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
159	6月25日	第 869回	耐津波設計、耐震設計
160	6月30日	第 870回	耐震設計、耐津波設計、原子炉制御室等、緊急時対策所、監視測定設備、重大事故等対策の有効性評価、格納容器フィルターベント系、残留熱代替除去系、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
161	7月7日	第 872回	耐津波設計、耐震設計
162	7月14日	第 876回	耐津波設計、耐震設計
163	7月21日	第 879回	大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応

164	8月20日	第 888回	耐津波設計
165	8月27日	第 891回	溢水による損傷の防止等、安全施設、外部事象の考慮、竜巻影響評価
166	8月28日	第 892回	大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応、重大事故等対処設備 (非公開)
167	9月3日	第 894回	耐震設計
168	9月18日	第 900回	火山影響評価
169	10月8日	第 905回	大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応、重大事故等対処設備 (非公開)
170	10月15日	第 909回	耐津波設計に関する指摘事項の回答
171	10月16日	第 910回	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価 (コメント回答)
172	10月22日	第 912回	竜巻影響評価に関する指摘事項への回答、原子炉制御室等に関する指摘事項への回答、監視測定設備に関する指摘事項の回答
173	11月27日	第 924回	火山影響評価
174	12月1日	第 925回	可搬型重大事故等対処設備保管場所等に関する指摘事項への回答、耐津波設計に関する指摘事項の回答
175	12月15日	第 930回	火山影響評価、技術的能力、品質管理に必要な体制の整備
176	令和3年1月19日	第 936回	火山影響評価、可搬型設備の保管場所とアクセスルート (斜面以外)
177	1月28日	第 939回	耐津波設計
178	1月29日	第 940回	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
179	2月18日	第 948回	可搬型設備の保管場所とアクセスルート、津波による損傷の防止
180	3月9日	第 954回	1号機液体廃棄物処理系の共用取止めによる影響、外部からの衝撃による損傷の防止、電源設備、計装設備及び原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
181	3月12日	第 955回	耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
182	3月26日	第 960回	審査会合での検討・議論を踏まえた地震・津波等の評価
183	4月30日	第 972回	審査会合 (第960回審査会合) における地震・津波等の評価に関する指摘事項について説明
184	6月3日	第 980回	水素の挙動 (原子炉ウエル排気ラインの影響及び対策)

写

電立第18号
平成27年3月18日

鳥取県知事 平井伸治様

中国電力株式会社
代表取締役 菊田知英様

島根原子力発電所1号機の今後の取り扱いについて

拝啓 早春の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は当社の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、営業運転開始後40年を経過した島根原子力発電所1号機の取り扱いにつきましては、原子力発電を取り巻く事業環境の変化、今後の電力需要や供給力等を総合的に勘案し、本日の取締役会において、平成27年4月30日をもって廃止することといたしました。

島根原子力発電所1号機は昭和49年3月に営業運転を開始して以来、長きにわたって地域の電力安定供給の一翼を担うことができてきましたことは、貴県をはじめ、地域の皆さまのご理解とご協力の賜物であり、厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所の運営につきましては、今後の廃止措置も含め、安全の確保を最優先に、地域の皆さまのご理解をいただきながら取り組んでまいり所存でございますので、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

写

第201400197757号
平成27年3月19日

中国電力株式会社
取締役社長 菊田知英様

鳥取県知事 平井伸治

島根原子力発電所1号機の廃止決定に伴う申入れについて（通知）

平成27年3月18日に貴社より報告のあったこのことについて、下記のとおり申入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 島根原子力発電所1号機については、引き続き厳正に安全管理を行うこと。
- 2 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続に際しては、鳥取県、米子市及び境港市に安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応すること。これに当たり、まずは廃止措置計画の申請内容等について、鳥取県、米子市及び境港市に対して具体的なかつ分かりやすく説明すること。
- 3 島根原子力発電所1号機についても、鳥取県、米子市及び境港市が行うべき安全対策及び防災対策について全面的に協力すること。
- 4 現在改定協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の規定内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかと懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

写

写

第201400197757号
平成27年3月19日

第201400197595号
平成27年3月19日

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 様

原子力規制庁長官 池 田 克 彦 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事 平 井 伸 治

中国電力株式会社島根原子力発電所1号機の廃止決定にともなう要望について

中国電力株式会社島根原子力発電所1号機の廃止決定に対する要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。さて、3月18日に、中国電力株式会社から、島根原子力発電所1号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を貴省に行ったことについて報告を受けました。

ついては、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 運転終了及び廃止措置中の安全確保については、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聞き、長期にわたる廃止措置が徹底した安全管理の下で行われるよう、貴省におかれても中国電力への指導を適切に行うこと。
- 2 廃止措置中における周辺自治体が行う安全対策及び防災対策について、人件費等を含めた財源等の対応を検討すること。
- 3 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

記

- 1 廃炉の安全に関する規制基準をはじめとして廃止措置段階における安全確保に関する適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可等を行う場合には、安全を第一義として厳正に対処すること。また、これら内容を鳥取県、米子市及び境港市に具体的かつ分かりやすく説明すること。

- 2 廃止措置において安全を第一とし、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聞き、長期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行うよう指導・監督すること。

- 3 廃止措置中の防災対策について万全を期すこと。また、自治体に対して必要な技術的及び財政的支援を行うこと。

写

第201500028555号
平成27年5月15日

中国電力株式会社
取締役社長 荻田知英様

鳥取県知事 平井伸治

島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全確保について

島根原子力発電所1号機の営業運転の終了に当たり、今後の廃止措置を憂慮して下記のとおり申し入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むこと。
- 2 廃止措置については、安全対策をはじめとし実効性のあるものにする。また、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について、具体的にするとともに、安全対策をはじめ地元自治体の理解を得ること。
- 3 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同様に対応すること。
- 4 廃止措置が終了するまでの間について、鳥取県、米子市及び境港市が行う安全対策及び防災対策について、事業者としての役割を積極的に果たすこと。

5 現在協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのでないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

写

第201800127060号
防起第709号-1
受境自第47号
平成30年8月6日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水希茂様

鳥取県知事 平井伸治

米子市長 伊木隆司

境港市長 中村勝治

原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請について（回答）

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、平成30年5月22日付島原本広第124号で事前報告のあったこのことについては、同条に基づいて、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

安全協定第6条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

写

第201800127060号
防起第709号-1
発境自第45号
平成30年8月6日

原子力規制委員長 更田 豊志 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

- 1 稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的に分かりやすく説明すること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機と同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的に分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したところです。ついては、今回貴委員会に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求めるとして、別紙2のとおり意見を付してまいります。

※ 「別紙2」は、資料20と同内容のため、省略

原子力規制委員会への要望

I 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

【周辺地域を含めた安全対策について】

- 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続において、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導することともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断することともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧にわかりやすく説明すること。

【中国電力に対する指導について】

- 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体で作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう審査及び指導すること。

【汚染水対策について】

- 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。
- 原子力行政における情報の透明化等について】
 - 福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報提供など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。

II 周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

- UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

- UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。本年度も本県の原子力環境センター（県モニタリング本部）の機器整備等の機能強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。

- 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測するの活用が有効と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。

【原子力災害医療体制の整備】

- 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。
- 避難行動要支援者の避難に際し、移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所に必要な資機材について国が広域的に確保すること。

III 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について

- 平成30年5月16日の原子力規制委員会において、全ての改善措置の完了が確認され、保安規定違反に基づく監視を終了することが報告されたが、その結果を関係自治体に対してわかりやすく説明するとともに、再発防止に向けて中国電力に対して徹底した監督指導を行うこと。

IV 島根原子力発電所1号機の廃止措置について

【廃止措置計画の履行確認と計画変更について】

- 廃止措置の実施については、厳正な保安検査等によって監視するとともに、その結果を周辺自治体及び地元住民に対して丁寧にわかりやすく説明すること。また、作業内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命ずること。
- 今後の計画変更においては、廃止措置中の使用済燃料の管理、廃止措置に伴い発生する系統除染の廃液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等の漏えい防止対策、地震等の自然災害への対応、並びに放射性廃棄物の管理や処分について、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。

写

第2018000127060号
防起第709号-1
発 境 自 第 4 6 号
平成30年8月6日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様

鳥取県知事 平 井 伸 治
米子市長 伊 木 隆 司
境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したところでした。については、今回貴省に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

※ 「別紙2」は、資料20と同内容のため、省略

別紙1

経済産業省への要望

I 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

【周辺地域を含めた安全対策について】

- 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手續さにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求めめる範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明すること。

【中国電力に対する指導について】

- 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう監督及び指導すること。
- 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧に十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。

II 周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

- UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

III 島根原子力発電所1号機の廃止措置について

【使用済燃料等に対する取扱い等について】

- 使用済燃料の搬出が確実に行われるよう、国が前面に立って使用済燃料の再処理等の体制の確立に取り組むこと。また、低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう取組を加速させること。
- 中国電力に対する指導について】
中国電力に対し、廃止措置の実施状況等について、周辺自治体及び地元住民に対して丁寧に分かりやすく説明を行うよう指導すること。

写

第201800127060号
防起第709号-1
発 境 自 第 4 7 号
平成30年8月6日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 中 川 雅 治 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したところですが、

今、今回貴府に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るといふ周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対処を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

※ 「別紙2」は、資料20と同内容のため、省略

別紙1

内閣府（原子力防災）への要望

〇周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

- 1 避難計画の実効性を深化させるため、県域を越える広域避難に備え、輸送手段や避難先の確保、避難に使用する道路のUPZ内の一体的整備、広域の交通規制等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。原子力防災資機材の迅速かつ的確な運用に必要な体制整備について財政的な支援を行うこと。避難行動支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。
- 2 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。また、UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
- 3 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。

【原子力災害医療体制の整備】

- 4 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者について、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。

写

第201800127060号
防起第709号-1
受 境 自 第 5 2 号
平成30年8月6日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

鳥取県知事 平井 伸治
米子市長 伊 木 隆司
境港市長 中 村 勝治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について
(回答)

平成30年5月31日付原第154号で依頼のあったこのことについては、下記のとおり回答します。

島根原子力発電所で事故が起きた場合には、当県の県民も大きな影響を受けるということも御察いただき、特段の御配慮をお願いします。

なお、中国電力株式会社には別紙のとおり回答します。

記

中国電力株式会社による島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請の可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。

可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、回答する。

※ 「別紙」は、資料20と同内容のため、省略

写

第201800132418号
平成30年8月7日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

鳥取県知事 平井 伸治

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく意見について (回答)

平成30年8月7日付原第266号で照会のあったこのことについては、貴職の対応で特段の差支えはありません。

なお、中国電力株式会社からの事前報告に対して別添写しのとおり8月6日付で回答し、その中で、立地自治体と同等の対応及び避難計画の実効性の深化への協力については、特に強く求めました。

また、原子力規制委員会、経済産業省及び内閣府（原子力防災）に対して別添写しのとおり要望しました。

島根原子力発電所で事故が起きた場合には、当県の県民も大きな影響を受けるということも御察いただき、引き続き特段の御配慮をお願いします。

※資料 20、21、22、23 参照

島根原子力発電所に係る中国電力(株)への申し入れ

年月日	場所	応対者	内容
平成23年 3月14日	中電本社	山下社長	福島第一原子力発電所で発生した事故等に伴う島根原子力発電所の安全対策等の申し入れ
4月8日	中電本社	山下社長	原子力発電等に関する緊急申し入れ(関西広域連合の一員として)
5月27日	中電本社	山下社長	①福島第一原子力発電所の事故原因等を踏まえた点検等の実施、②安全確保のための必要な対策の実施、③安全協定の締結、④ EPC7範囲見直しへの国への働き、⑤協議の場の設置について申し入れ
8月8日	中電本社	荻田社長	原子力発電等に関する緊急申し入れ(関西広域連合の一員として) ・原子力発電に関し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底 ②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進等 ・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること ・原子力施設立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること
12月25日	中電本社	荻田社長	島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に関する協定等締結
平成24年 11月1日	中電本社	荻田社長	立地県並みの安全協定への改定について申し入れ
平成25年 3月15日	県庁	清水副社長	本県申し入れに対する文書回答(立地県と同等の対応を行う) ・島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申し入れについて(回答) ・島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に関する協定の運用に係る確認事項について(回答)
12月17日	中電本社	清水副社長	以下について申し入れ ・原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について ・島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に関する協定の改定について(清水副社長)立地自治体と同様の対応を私ども真摯に受け止めて、誠実に全ての項目に対して、対応させていただきたい等
12月25日	県庁	荻田社長	原子力防災対策(人件費など)の負担への協力要請
平成26年 10月20日	中電本社	荻田社長	島根1号機廃止に係る申し入れ(厳正な安全対策の徹底、協定改定、防災対策への協力等)
平成27年 3月19日	中部総合事務所	清水副社長	島根1号機の廃止措置に係る申し入れ(廃止措置に関する安全確保、廃止措置計画、協定改定等)
5月15日	県庁	芦谷支社長	島根1号機の廃止措置等を踏まえた安全協定等の改定の申し入れ(法令に沿った手続きの明確化等)
12月8日	県庁	清水副社長	島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設等の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること
平成28年 4月28日	県庁	迫谷副社長	島根1号機廃止措置計画等に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出すること ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること
6月17日	県庁	迫谷副社長	島根1号機廃止措置計画について、8項目の条件を付して、廃止措置の全体計画と解体工事準備期間(第1段階の実施)に限り了解する旨回答
平成29年 6月27日	県庁	迫谷副社長	安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること
平成30年 8月6日	県庁	平野副社長	島根3号機新規制基準適合性審査申請の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出すること ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること
11月9日	県庁	天野支社長	島根3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申し入れ ・安全を第一義とし、最新の知見を反映して審査に対して真摯に対応すること

写

第2018002221554号
防起 第1523号-1
発 境 自 第62号
平成30年11月 9日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希 茂 様

島取県知事 平 井 伸 治
米子市長 伊 木 隆 司
境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申し入れ

5月22日に安全協定に基づいて貴社からあった島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関する事前報告について、島取県、米子市及び境港市は8月6日に最終的な意見を留保し、8項目の条件を前提として原子力規制委員会の詳細な審査後に最終的な意見を提出することとしたところです。

このような中、9月4日に行われた原子力規制委員会の3号機に関する第1回審査会において、2号機と共通内容である地盤、津波等の解析結果が申請書に記載されていないので、審査ができないと指摘されました。

貴社が3号機の重要性と必要性を強調されていたにもかかわらずこのような指摘があり、さらに軽いうえに2号機でも同様の指摘があったことから、審査のみならず安全に対する貴社の姿勢に疑念の聲が上がっています。

私たちは、2号機の審査が終了してから3号機の申請をすべきであると考えていたところであり、概要説明を受けている最中に唐突に事前報告があり、その上、この度の指摘があったことは、信頼関係を損なうものであり甚だ残念で遺憾に思います。

については、貴社に対してあらためて下記のことを強く求めます。

記

- 1 この度の遺憾な事態を繰り返すことなく、安全を第一義とし、最新の知見を反映して審査に対して真摯に対応すること。
- 2 今回の3号機及び2号機のことについて、周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこと。
- 3 平成30年8月6日付第201800127060号(別添写し)で申し入れたとおり、安全協定を改定すること。なお、安全協定第6条に基づき事前報告の可否に関しては、最終的な意見を留保していることを申し添える。

島根原子力発電所に係る国要望

年月日	要望先	内容
平成23年 3月15日	内閣総理大臣、経済産業大臣（※東京本部を通じて要望）	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所のEPZの拡大と原法上の関係隣接県としての取り扱い（中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなど） 地方自治体間の安全協定の締結を促すよう指導すること、など
4月20日	内閣府、経済産業省、民主党本部、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所における安全対策の強化について（中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなど） 中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。 島根原子力発電所のEPZの拡大と原法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加など
7月26日	内閣府、経済産業省（原子力安全・保安院）、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。 島根原子力発電所のEPZの拡大と原法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、SPEDI精度の向上、防災資機材の具体的な整備方針（配備必要数等を提示することともに、当該整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担すること、など）
10月13日 20日	内閣府、文部科学省、経済産業省（原子力安全・保安院）、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結し、必要なら情報交換を行うこと、など 島根原子力発電所のEPZの拡大と原法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、SPEDI精度の向上、防災資機材の具体的な整備方針（配備必要数等を提示することともに、当該整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担すること、など）
12月20日	内閣府、文部科学省、経済産業省（原子力安全・保安院）、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結し、必要なら情報交換を行うこと、など 島根原子力発電所のEPZの拡大と原法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、SPEDI精度の向上、防災資機材の具体的な整備方針（配備必要数等を提示することともに、当該整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担すること、など）
平成24年 4月11日	内閣府（後藤 斎 副大臣）、内閣官房、文部科学省（平野 大臣）、経済産業省（牧野 副大臣（原子力安全・保安院））、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原子力発電所のEPZの拡大と原法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、SPEDI精度の向上、防災資機材の具体的な整備方針（配備必要数等を提示することともに、当該整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担すること、など）
5月25日	内閣官房、文部科学省、経済産業省（原子力安全・保安院）	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原子力発電所のEPZの拡大と原法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、SPEDI精度の向上、防災資機材の具体的な整備方針（配備必要数等を提示することともに、当該整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担すること、など）
7月13日	文部科学省（平野 大臣）、環境省、厚生労働省、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原子力発電所のEPZの拡大と原法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、SPEDI精度の向上、防災資機材の具体的な整備方針（配備必要数等を提示することともに、当該整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担すること、など）
7月31日	内閣府、環境省（細野 大臣）、経済産業省（中根 政務官）	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原子力発電所のEPZの拡大と原法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、SPEDI精度の向上、防災資機材の具体的な整備方針（配備必要数等を提示することともに、当該整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担すること、など）
10月10日	原子力規制委員会（原子力規制庁）	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原子力発電所のEPZの拡大と原法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、SPEDI精度の向上、防災資機材の具体的な整備方針（配備必要数等を提示することともに、当該整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担すること、など）
10月24日	原子力規制委員会（原子力規制庁）	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原子力発電所のEPZの拡大と原法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、SPEDI精度の向上、防災資機材の具体的な整備方針（配備必要数等を提示することともに、当該整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担すること、など）
平成25年 1月8日	経済産業省（茂木 大臣）、原子力規制委員会（原子力規制庁（池田 長官））、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原子力発電所のEPZの拡大と原法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、SPEDI精度の向上、防災資機材の具体的な整備方針（配備必要数等を提示することともに、当該整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担すること、など）

令和2年 9月15日	県庁	芦谷副社長	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこと 安全協定を改定すること 立地自治体と同等の安全協定への改定すること ※副社長就任挨拶時（芦谷副社長）協定をどうしていくか、合格の時までに考えたい 中国電力(株)の島根県周辺3市への協定改定に係る回答の島根県への報告に対する申し入れ 立地自治体と同等の安全協定への改定すること
令和3年 8月11日	県庁	飯根支社長	<ul style="list-style-type: none"> 原子力等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について、安全を第一義として審査結果を報告することなど7項目の条件付きで了解する旨回答
令和4年 3月25日	県庁	芦谷副社長	<ul style="list-style-type: none"> 島根1号機廃止措置計画変更について、9項目の条件を付して、廃止措置の全体計画及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)の実施に限り了解する旨回答
令和5年 10月13日	県庁	北野副社長	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策について申し入れ
令和6年 4月4日	中電 島取支社	北野副社長	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策について申し入れ
令和6年 10月10日	県庁	北野副社長	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策について申し入れ 前事業者検査等の真摯な実施、円滑な避難のための継続的な財源措置等、10項目について意見を提出
12月19日	県庁	北野副社長	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月28日の特定重大事故等対処施設等に係る中国電力の事前報告に対して、安全を第一義として責任ある対応を行うよう意見を提出

2月10日	経済産業省（岡芳弘政務官）	<ul style="list-style-type: none"> 再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。 中国電力(株)に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するよう措置すること。 原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外について国の費用負担について 原子力防災対策が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること、など。
6月4日	原子力規制委員会(池田長官)	<ul style="list-style-type: none"> 廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われよう、引き続き(株)への厳格な指導を行うこと。 廃止措置については、その適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、安全対策をはじめといたし実効性を厳正に審査し、その結果をいよいよ地元に説明すること。さらに、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について具体的にするとともに本県をはじめとする地元自治体に説明すること。 廃止措置段階の防災対策についても万全を期すること。また、地元自治体に対して必要な技術的支援及び財政的措置を行うこと。 原子力等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県米子市及び広島県三原市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応できるように中国電力(株)を指導すること。
10月15日	資源エネルギー庁(高橋次長)	<ul style="list-style-type: none"> 再稼働の判断に当たっては、地方それぞれに事情を見聞きプロセスにより、安全を第一義として、立地と同等に本県等周辺地域の意見を聞き慎重に判断するとともに、国や電力事業者の責任体制を明確にした上で、国が責任を持つて再稼働の安全と必要性を住民に説明すること 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備すること。 中国電力(株)に対して、安全協定の立地自治体と同等の内容への迅速な見直し及び再稼働に向けての一連の手続きに対し、立地と同等に対応するよう指導を行うこと。 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また国においてもその内容を精査するとともに、汚染水対策については法的にも担保するよう措置すること。 U・P・Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められる。この経費については、本来は国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をとり、このことは地域住民にとっては不合理である。U・P・Z内ですら十分ではない周辺地域の原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費やU・P・Z外(30km以遠)も含めた対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 原子力等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県米子市及び広島県三原市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応するよう中国電力(株)を指導すること。 U・P・Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められている。この経費については、本来は国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をとり、このことは地域住民にとっては不合理である。 本県の原子力防災対策を充実させるため原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
12月17日	内閣府(白石政務官)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所1号機に係る廃止措置計画等の審査に当たっては住民の安全確保の観点から厳正な審査、運用を行うとともに、廃止措置計画の審査状況や審査結果について、鳥取県、米子市及び広島県並びに地域住民へ分かりやすい説明を行うこと。 廃止措置中の適切な使用済燃料及び新燃料の管理や譲渡、放射性廃棄物の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。 原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 中国電力(株)に対し、一方が原子力災害が発生した場合、周辺地域にも被害が及ぶという実情等を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

4月9日	原子力規制委員会(原子力規制庁(池田長官))	<ul style="list-style-type: none"> 防災体制の整備状況を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のもと、福島第一原発事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する規制基準に基づき、十分な説明を行い国民的理解を得たうえで政府が責任をもって判断すること。 原子力防災体制の整備(初期投資)を緊急に実施する必要があるため必要な予算を確保するとともに交付金の限度額を厳正に早期に交付すること。 中国電力(株)に対し、一方が、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進捗よく状況も踏まえ、国が責任を持つて判断し、国民に説明すること。 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
7月2日	原子力規制委員会(原子力規制庁(池田長官))	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、一方が、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進捗よく状況も踏まえ、国が責任を持つて判断し、国民に説明すること。 原子力発電所において、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射性汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。 また、他の原子力事業者に対しては、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保するとともに原子力等規制法に基づく新規規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。
7月31日	経済産業省(平政務官)、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)の島根2号機に関する新規規制適合性確認申請の動きを踏まえた要望について 原発の汚染水対策について、周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について、原子力発電所における防災対策の強化についてなど。
10月15日	原子力規制委員会(原子力規制庁(池田長官))、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 国の費用負担について U・P・Zの原子力防災体制の整備(初期投資)を緊急に実施することが必要であることから、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター(EMC)等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること、など。
平成26年1月14日	経済産業省(磯崎産業政務官)、原子力規制委員会(原子力規制庁(池田長官))	<ul style="list-style-type: none"> 国の費用負担について U・P・Zの原子力防災体制初期投資として、原子力環境センター(EMC)等の整備を27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。
7月9日	原子力規制委員会(原子力規制庁(池田長官))	<ul style="list-style-type: none"> 再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。 中国電力(株)に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。汚染水対策については法的にも担保するよう措置すること。 原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外について国の費用負担について 原子力防災対策が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること、など。
11月20日	資源エネルギー庁(多田電力・カス事業部長) ※未永総務部長、渡辺原子力安全対策監対応	<ul style="list-style-type: none"> 川内原子力発電所の地元同意のプロセスについては地方それぞれに事情があるの判断であり、このプロセスが他の地域の再稼働判断のプロセスを規格化するものであってはならない。国は、再稼働の判断に当たっては、安全を第一義として地域の実情に応じた意見集約あるいは安全判断を行うこと。 宍道断層の活断層評価をはじめ、地震、津波について、最新の知見を反映し、改めて確認を行うとともに、2号機に係るフルタイムや事故時の対応に関する組織として危機対応力などの新規規制基準の適合性確認を厳正に行うこと。 島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。汚染水対策については法的にも担保するよう措置すること。 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること。
平成27年1月9日	原子力規制委員会(原子力規制庁(池田長官))	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)の島根2号機に関する新規規制適合性確認申請の動きを踏まえた要望について 原発の汚染水対策について、周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について、原子力発電所における防災対策の強化についてなど。

<p>者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう体制の確立に向け、取組を加速させること。</p> <p>3 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、組織訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう指導すること。</p> <p>4 中国電力(株)に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かつた丁寧な説明を行うよう指導すること。</p> <p>5 中国電力(株)に対し、廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。</p> <p>6 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。</p> <p>7 中国電力(株)に対し、万が一原子力災害が発生した場合、周辺地域にも被害が及ぶという実情などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</p> <p>8 原子力発電施設については、廃止措置段階においても鳥根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</p>	<p>原子力規制委員会原子力規制庁(安井長官)</p> <p>経済産業省(大申政務官)</p>	<p>7月20日</p> <p>12月18日</p> <p>平成30年 8月6日</p>	<p>【周辺地域を含めた安全対策について】</p> <p>1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力(株)に対して指導すること。このため中国電力(株)との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求めるとも、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。</p> <p>2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震、津波、火山等の自然災害や複数事故によるシビアアクシデント対策など、まずは原子力安全や被曝に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧にわかりやすく説明すること。</p> <p>【中国電力(株)に対する指導について】</p> <p>3 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の強化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう指導すること。</p> <p>【汚染水対策について】</p> <p>4 鳥根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させることまた、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するよう指導すること。</p> <p>【原子力行政における情報の透明性について】</p> <p>5 福島第一原発事故に関する緊密な情報提供を含め、国の原子力行政の基本的な透明性を徹底し、地方自治体の連携を促すこと。</p>
--	---	--	--

<p>原子力防災・安全対策の交付金について 必要な財源を確保するとともに必要とする事業について採択を行うこと。</p>	<p>内閣府(山本大臣)</p> <p>原子力規制庁(安井長官)</p>	<p>10月19日</p> <p>平成29年 4月24日(官)</p>	<p>・周辺地域の原子力防災対策に向けた財源の確保について</p> <p>・放射線防護対策施設の整備について</p> <p>・広域避難に係る輸送手段の確保について</p> <p>・安定ヨウ素剤(ゼリー剤)の追加製品化について</p> <p>・人材培養技術センターの防災対策について</p> <p>・鳥根原子力発電所1号機の廃止措置計画の認可を受け、廃止措置に係る周辺地域の安全・安心確保等について適切な対応を強く求める。</p> <p>・廃止措置計画等の審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かつた丁寧な説明を行うこと。</p> <p>・中国電力(株)に対し、廃止措置計画等の審査結果(審査により追加・変更した内容を含む。)について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かつた丁寧な説明を行うよう指導すること。</p> <p>・中国電力(株)に対し、廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。</p> <p>・使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確立に取り組むこと。</p> <p>・原子力発電施設等の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分について、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう体制の確立に向け、取組を加速させること。</p> <p>(鳥根1号機廃止措置に伴う要望)</p> <p>1 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう輸送手段や避難先の確保、要請の具体的な仕組みなどについて、引き続き国が前面に立って調整支援すること。</p> <p>2 原子力発電施設については、廃止措置段階においても鳥根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</p> <p>3 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに必要とする事業について採択を行うこと。</p> <p>(鳥根1号機廃止措置に伴う要望)</p> <p>1 廃止措置の実施については、住民の安全と環境の保全を図るため厳正な保安検査等によって監視するとともに、実施内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防ぐために必要な措置を命ずること。特に、汚染状況の調査、除去及び施設の解体撤去については、リスク管理を含め厳しく監視すること。また、廃止措置計画の変更申請の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳正な審査、運用等を行うこと。</p> <p>2 鳥根原子力発電所1号機に係る廃止措置期間中の保安検査等の結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かつた丁寧な説明を行うこと。</p> <p>3 今後の計画変更においても、廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止及び地震等の自然災害への対応の観点も含め、放射性廃棄物の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。</p> <p>4 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう引き続き指導すること。</p> <p>5 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分に関する規制基準等のうち未整備のものについては、安全を第一義として適切に整備すること。この際、国民の十分な理解を得ること。</p> <p>6 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう輸送手段や避難先の確保、要請の具体的な仕組みなどについて、国が前面に立って調整、支援すること。</p> <p>7 原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。</p> <p>8 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに必要とする事業について採択を行うこと。</p> <p>(鳥根1号機廃止措置に伴う要望)</p> <p>1 使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確立に取り組むこと。</p> <p>2 原子力発電施設等の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生</p>
<p>6月28日</p> <p>6月29日</p>	<p>内閣府(山本内閣府特命担当大臣(原子力防災))</p> <p>原子力規制庁(安井長官)</p> <p>資源エネルギー庁(多田次長)</p>	<p>6月28日</p> <p>6月29日</p>	<p>1 使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確立に取り組むこと。</p> <p>2 原子力発電施設等の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生</p>

<p>審査した上で、安全を第一義として慎重に判断すること。</p> <p>【中国電力(株)に対する指導について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の実現への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うよう監督及び指導すること。 <p>【汚染水対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。 <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> U・P・Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、交付金を十分確保し、必要な財源を措置すること。 U・P・Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 併せて、U・P・Z外においても、迅速かつ的確な屋内退避、避難等を行えるようにするため、更なる緊急時モニタリングの充実や県への技術的・財政的支援を行うこと。 	<p>【原子力防災対策の強化等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県、米子市及び笠岡市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係府庁において適切な財源措置を講ずること。その際、U・P・Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災対策の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもつて取り組むこと。 今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求めめる範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同様の原子力防災対策を行わなければならない制約と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対応も含め万全を期すること。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転停止を迅速に行うよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよ 	<p>令和4年 3月30日</p>	<p>内閣府 務台副大臣(原 子力防災担当)</p>	<p>審査した上で、安全を第一義として慎重に判断すること。</p> <p>【中国電力(株)に対する指導について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の実現への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うよう監督及び指導すること。 <p>【汚染水対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。 <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> U・P・Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、交付金を十分確保し、必要な財源を措置すること。 U・P・Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 併せて、U・P・Z外においても、迅速かつ的確な屋内退避、避難等を行えるようにするため、更なる緊急時モニタリングの充実や県への技術的・財政的支援を行うこと。
<p>仕組みを早急に構築すること。</p> <p>【周辺地域を含めた安全対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力(株)に対し指導すること。このため、中国電力(株)との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求めめる範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数ブランチでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果及び稼働の判断根拠について住民に丁寧わかりやすく説明すること。 <p>【中国電力(株)に対する指導について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の実現への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うよう監督及び指導すること。 <p>【汚染水対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。 <p>【原子力行政における情報の透明化等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力行政の基本的な情報提供を徹底し、地方自治体との連携を深めること。 <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> U・P・Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交 	<p>【原子力防災対策の強化等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県、米子市及び笠岡市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係府庁において適切な財源措置を講ずること。その際、U・P・Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災対策の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもつて取り組むこと。 今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求めめる範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同様の原子力防災対策を行わなければならない制約と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対応も含め万全を期すること。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転停止を迅速に行うよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよ 	<p>令和4年 3月30日</p>	<p>内閣府 務台副大臣(原 子力防災担当)</p>	<p>仕組みを早急に構築すること。</p> <p>【周辺地域を含めた安全対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力(株)に対し指導すること。このため、中国電力(株)との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求めめる範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数ブランチでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果及び稼働の判断根拠について住民に丁寧わかりやすく説明すること。 <p>【中国電力(株)に対する指導について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の実現への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うよう監督及び指導すること。 <p>【汚染水対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。 <p>【原子力行政における情報の透明化等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力行政の基本的な情報提供を徹底し、地方自治体との連携を深めること。 <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> U・P・Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交
<p>10月27日</p>	<p>内閣府 小泉特命担当大臣 (原子力防災)</p>	<p>【原子力防災対策の強化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 方が一の原子力災害が発生した場合には、周辺地域にも甚大な被害が及ぶことから、再稼働に当たっては、立地のみならず周辺地域の意見も踏まえ、安全を第一義として慎重に判断すること。また、国において取りまるとめる「緊急時対応」について、立地のみならず周辺地域の個別の状況に基づきそれぞれの地域課題に対処すること。 U・P・Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 U・P・Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。避難遅延時検査に使用する資機材、遠隔操作による信号機の集中制御システムなどによる避難迅速化に向けた体制整備及び緊急時モニタリング体制強化を含めて国において必要な財源を措置すること。 避難計画の実効性を深化させるため、国の責任において輸送手段や避難先の確保、避難道路の整備、広域の交通規制、ゼリー剤の服用対象の拡大などを行うこと。 	<p>4月6日</p>	<p>【原子力防災対策の強化等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県、米子市及び笠岡市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係府庁において適切な財源措置を講ずること。その際、U・P・Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災対策の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもつて取り組むこと。 今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求めめる範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同様の原子力防災対策を行わなければならない制約と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対応も含め万全を期すること。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転停止を迅速に行うよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよ
<p>令和2年 7月21日</p>	<p>内閣府 務台副大臣(原 子力防災)</p>	<p>【原子力防災対策の強化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県、米子市及び笠岡市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係府庁において適切な財源措置を講ずること。その際、U・P・Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災対策の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもつて取り組むこと。 今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求めめる範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同様の原子力防災対策を行わなければならない制約と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対応も含め万全を期すること。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転停止を迅速に行うよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよ 	<p>4月6日</p>	<p>【原子力防災対策の強化等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県、米子市及び笠岡市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係府庁において適切な財源措置を講ずること。その際、U・P・Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災対策の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもつて取り組むこと。 今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求めめる範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同様の原子力防災対策を行わなければならない制約と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対応も含め万全を期すること。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転停止を迅速に行うよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよ

<ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射線被ばく等について、周辺環境への影響の観点から、放射性物質の漏えい防止対策が適切に行われるよう、厳格に監視すること。 ・原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを構築すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射線被ばく等について、周辺環境への影響の観点から、放射性物質の漏えい防止対策が適切に行われるよう、厳格に監視すること。 ・原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを構築すること。 	<p>【島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを構築すること。 	<p>10月17日</p> <p>内閣府 (滝沢副大臣)</p>
<p>令和6年 4月5日</p>	<p>【能登半島地震を受けた島根原子力発電所2号機の安全性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたこととみられ、志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのロスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所2号機において同様の事象が起きる可能性及び安全機能への影響並びに宍道断層と鳥取沖断層との連動性も含めて新規規制基準の審査結果は引き続き妥当であるのか。改善が必要であるなら、どのような対策が求められるのか。 ・志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されたこと並びに周辺モニタリングポストの欠測があったことが、事業者に対してどのような改善策を求めていくのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするか。 ・屋内退避の運用については検討は、当県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画について修正を必要とする影響はあるのか。 	<p>【能登半島地震を受けた島根地域の緊急時対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震では宍道断層による長期間の孤立、家屋倒壊、放射線防護対策施設の被災等により、屋内退避や避難が困難となる可能性のある状況が発生したことが、原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」は同地震を踏まえても、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性は十分に担保されていると考ええるのか。当県の避難計画を改定する必要があるのか。 ・屋内退避や避難が困難となった場合における警察、消防、自衛隊等の実動組織による支援体制を含めた国の牽けた万全の措置はどのように行われるのか。 ・避難計画の実効性を継続的に向上させるため、当県等が算定している地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対して、どのような継続的支援を行うのか。 	<p>4月5日</p> <p>内閣府 (伊藤大臣)</p>
<p>令和6年 4月5日</p>	<p>【能登半島地震を受けた島根原子力発電所2号機の安全性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたこととみられ、志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのロスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所2号機において同様の事象が起きる可能性及び安全機能への影響並びに宍道断層と鳥取沖断層との連動性も含めて新規規制基準の審査結果は引き続き妥当であるのか。改善が必要であるなら、どのような対策が求められるのか。 ・志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されたこと並びに周辺モニタリングポストの欠測があったことが、事業者に対してどのような改善策を求めていくのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするか。 ・屋内退避の運用については検討は、当県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画について修正を必要とする影響はあるのか。 	<p>【能登半島地震を受けた島根地域の緊急時対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震では宍道断層による長期間の孤立、家屋倒壊、放射線防護対策施設の被災等により、屋内退避や避難が困難となる可能性のある状況が発生したことが、原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」は同地震を踏まえても、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性は十分に担保されていると考ええるのか。当県の避難計画を改定する必要があるのか。 ・屋内退避や避難が困難となった場合における警察、消防、自衛隊等の実動組織による支援体制を含めた国の牽けた万全の措置はどのように行われるのか。 ・避難計画の実効性を継続的に向上させるため、当県等が算定している地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対して、どのような継続的支援を行うのか。 	<p>4月5日</p> <p>内閣府 (伊藤大臣)</p>
<p>令和6年 4月5日</p>	<p>【能登半島地震を受けた島根原子力発電所2号機の安全性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたこととみられ、志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのロスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所2号機において同様の事象が起きる可能性及び安全機能への影響並びに宍道断層と鳥取沖断層との連動性も含めて新規規制基準の審査結果は引き続き妥当であるのか。改善が必要であるなら、どのような対策が求められるのか。 ・志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されたこと並びに周辺モニタリングポストの欠測があったことが、事業者に対してどのような改善策を求めていくのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするか。 ・屋内退避の運用については検討は、当県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画について修正を必要とする影響はあるのか。 	<p>【能登半島地震を受けた島根地域の緊急時対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震では宍道断層による長期間の孤立、家屋倒壊、放射線防護対策施設の被災等により、屋内退避や避難が困難となる可能性のある状況が発生したことが、原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」は同地震を踏まえても、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性は十分に担保されていると考ええるのか。当県の避難計画を改定する必要があるのか。 ・屋内退避や避難が困難となった場合における警察、消防、自衛隊等の実動組織による支援体制を含めた国の牽けた万全の措置はどのように行われるのか。 ・避難計画の実効性を継続的に向上させるため、当県等が算定している地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対して、どのような継続的支援を行うのか。 	<p>4月5日</p> <p>経済産業省 (吉田副大臣)</p>

<p>県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対応も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を促すこととし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるように事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づき国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもつて体制構築と現場支援を行うこと。</p>	<p>4月6日</p> <p>外務省 (小田原副大臣)</p>
<p>【島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国電力(株)に対し、廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全かつ確実に廃止作業を終えるよう内容が一つ確實に実施するとともに、速やかに安全かつ確実に廃止作業を終えるよう指導すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員（放射線業務従事者）の被ばく低減策を講ずるよう指導すること。 ・中国電力(株)に対し、廃止措置の第2段階以降の変更之際しては、安全を第一義として、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。 ・中国電力(株)に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して透明性をもって分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。 ・中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、責任をもつて万全な原子力安全対策を行うよう引き続き指導すること。 ・使用済燃料の搬出や譲渡しが行われるよう、国も使用済燃料対策に主体的に取り組むこと。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分や核燃料サイクルの体制確立等について、国の責任のもと早期に解決を図ること。 ・中国電力(株)に対し、原子力の責任において安全かつ適切に処分が行われるよう指導すること。また、クリアランス制度によって国の確認を得たものを含め、本県へ持ち込まないよう指導すること。 ・中国電力(株)に対し、廃止措置の実施に当たっては、本県地元企業の活用を検討するよう指導すること。 ・原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを構築すること。 	<p>7月13日</p> <p>国土交通省 (斎藤大臣)</p> <p>地元選出国會議員</p>
<p>【米子・宍道間の高規格幹線道路の早期事業化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子・宍道間の高規格幹線道路の早期事業化について 	<p>11月15日</p> <p>国土交通省 (古川政務官)</p>
<p>【島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国電力(株)に対し、廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全かつ確実に廃止作業を終えるよう内容が一つ確實に実施するとともに、速やかに安全かつ確実に廃止作業を終えるよう指導すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員（放射線業務従事者）の被ばく低減策を講ずるよう指導すること。 ・中国電力(株)に対し、廃止措置の第2段階以降の変更之際しては、安全を第一義として、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。 ・中国電力(株)に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して透明性をもって分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。 ・中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、責任をもつて万全な原子力安全対策を行うよう引き続き指導すること。 ・使用済燃料の搬出や譲渡しが行われるよう、国も使用済燃料対策に主体的に取り組むこと。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分や核燃料サイクルの体制確立等について、国の責任のもと早期に解決を図ること。 ・中国電力(株)に対し、原子力の責任において安全かつ適切に処分が行われるよう指導すること。また、クリアランス制度によって国の確認を得たものを含め、本県へ持ち込まないよう指導すること。 ・中国電力(株)に対し、廃止措置の実施に当たっては、本県地元企業の活用を検討するよう指導すること。 ・原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを構築すること。 	<p>令和5年 10月17日</p> <p>経済産業省 (石井政務官)</p>
<p>【島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から、廃止措置計画の変更認可申請の審査を厳正に行うことと、廃止期間中においても原子力規制検査等による厳格な検査を行うこと。また、実施内容が廃止措置計画に反する場合においては、災害を防止するために必要な措置を命じ、特に汚染状況の調査や汚染除去及び施設解体撤去については放射線被ばくのリスク管理を含めて厳しく監視すること。 ・廃止措置計画の変更認可申請の審査状況や審査結果及び廃止措置期間中の原子力規制検査等の結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。 ・中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、責任をもつて万全な原子力安全対策を行うよう引き続き指導すること。 ・使用済燃料の搬出や譲渡しが行われるまで、原子力規制検査等により、使用済燃料の貯蔵管理が適正に行われるよう、厳しく監視すること。 ・原子力発電施設の設置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理及び処分については、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体罰も含め厳格に監視すること。 	<p>10月17日</p> <p>原子力規制委員会 (片山長官)</p>

<p>意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう交付金など相応の財政的配慮を制度化し実行すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について、原子力発電所の稼働に伴う周辺地域住民への生活、経済及び社会等へ及ぼす影響に鑑み、地域の責務に十分配慮した交付額・期間とすること。 重層的な汚染水流出を防止する対策を実施し、水産資源等への影響を回避するよう、事業者を指導すること。 挙げて対応すること。 稼働に対応する使用済燃料の搬出等が適切に実施できるよう事業者を指導すること。 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるとともに、国が前面に立つて責任をもって対応すること。 中国電力が島根原子力発電所2号機でプルサーマル燃料装置についての実態を検討する際には、本県等に協議し、その専門家と交えた議論や意見を仰ぐなど、立地自治体と同様の対応を行うよう、事業者を指導すること。またその際は、周辺自治体の安全上の不安に応えるようプルサーマルについて丁寧で分かりやすい説明を行うこと。 島根原子力発電所ではたびたび火災等の事故が発生している。事業者に徹底した原因究明と再発防止対策を求めること。また、劣化の兆候が見られた原子力安全文化の改善に一層取り組むよう、事業者を指導すること。 【島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等の安全対策について】 特重施設等については、設計及び工事計画認可、保安規定、使用前事業者検査等所要の法令上の手続きについて厳格に審査等を行い、その結果について県民に分かりやすく説明すること。 特重施設等について、経過措置期間内の設置を遵守するよう原子力事業者を指導すること。また、設置の経過措置期間内においては、重大事故等対処施設が機能発揮できるように手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練について厳格に確認及び指導を行うこと。 特重施設等の設置工事に係る安全を第一義とした事故防止及び特重施設等に関する情報の厳重な管理について原子力規制検査等で確認すること。 住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、組織・人材面で充実強化を図り、ヒューマンエラー防止対策（新鋭社員等での追加された設備の仕稼働や操作の習熟を含む。）も含め、協働（新鋭社員と一体とした安全な運用体制の確立と協力会社も含めた社員の心身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組むこと。また、最新の知見を安全上の対策に反映していることを原子力規制検査等で確認すること。 原子力発電所のテロ対策について、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃等の兆候が察知された場合には、原子力事業者が原子力運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確立・徹底を指導すること。 立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたって実施する必要があること。また、緊急を要する際にも特別な財政需要を継続的に生じている実情があること。また、周辺自治体においても立地自治体と同様、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。 	<p>12月25日</p> <p>原子力規制委員会（片山長官）</p>	<p>12月25日</p> <p>内閣府（中田副大臣）</p> <p>【島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等の安全対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。 U-PZにおける原子力防災体制を一層強化するため、鳥取県内を事実上移動型ウヰン島に液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置すること。 高規格道路の早期整備を行うこと。 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求めず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたって実施する必要があること。また、周辺自治体においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があること。また、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るため、立地自治体と同様現実に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
--	-------------------------------------	---

<p>10月11日</p> <p>原子力規制委員会（片山長官）</p> <p>【島根原子力発電所2号機の安全対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県、米子市及び境港市において、現在行われている使用前事業者検査等にかかる所要の法令上の手続きについて、原子力規制検査等において厳格に確認を行い、その結果について県民に分かりやすく説明すること。併せて、令和6年能登半島地震の知見など、原子力発電所の安全性に關して最新の技術的・科学的知見を得たときは、規制基準を速やかに見直す等厳格な審査を行い、その内容について県民に分かりやすく説明すること。 島根原子力発電所2号機の運用は、長期間の停止や施設・設備が増設されており、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対応すること。また、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面の充実強化及びヒューマンエラー防止対策などについて、厳格に確認していくこと。 島根原子力発電所では、たびたび火災等の事故が発生している。原因究明と再発防止対策を厳格に確認すること。 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導監督を行うこと。 中国電力がプルサーマルの含め、島根原子力発電所の汚染水流出を防止する対策を確認するとともに、適切に実施させること。 中国電力が自主的に行うものも含め、島根原子力発電所の汚染水流出を防止する対策を確認すること。 中国電力がプルサーマルを実施するときは厳格な審査等を行うこと。また、周辺自治体の安全上の不安に応えるよう技術的な特徴や審査結果等について丁寧で分かりやすい説明を行うこと。 原子力災害対策指針で示されている安定ヨウ素剤の配布及び服用方法について、更なる検討を進めること。 	<p>10月24日</p> <p>内閣府（国定政務官）</p> <p>【島根原子力発電所2号機の安全対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、U-PZにおける原子力防災体制を一層強化するため、鳥取県内を事実上移動型ウヰン島に液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。 令和6年能登半島地震では多数の道路寸断、孤立地区の発生及び放射線防護対策施設が被災等が生じたことを踏まえ、放射線防護対策施設の新たな設置など、引き継ぎの責任をもつて、避難計画の実効性の一層の強化のための支援を行うこと。併せて、警察、消防、自衛隊等の実動組織による万全の措置を講ずること。 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求めず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたって実施する必要があること。また、緊急を要する際にも特別な財政需要を継続的に生じている実情があること。また、周辺自治体においても立地自治体と同様、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。 安定ヨウ素剤は、消染が懸念されることとなった地域の住民に適切にタイムイングで届くよう、必要に応じてその支援を行うこと。 屋内退避については、住民の理解が得られるよう、方が一の原発事故時の放射性物質の放出の特徴と避難の時間的関係及び屋内退避の効果について、時間軸に沿い分かりやすく科学的な説明を行うなど、啓発に努めること。 	<p>10月25日</p> <p>経済産業省（上月副大臣）</p> <p>【島根原子力発電所2号機の安全対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県、米子市及び境港市においては、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対応すること。さらに、方が一事故が発生した場合、全責任をもつて賠償すること。 組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面の充実強化を行い、ヒューマンエラー防止対策も含め、安全な運転体制を構築するよう、事業者を指導すること。 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合で、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導監督を行うこと。また、サイバー攻撃については、関係機関と緊密な連携を図り、ハード・ソフト面の両面にわたる万全な対策を講ずること。 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、U-PZにおける原子力防災体制を一層強化するため、鳥取県内を事実上移動型ウヰン島に液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求めず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたって実施する必要があること。また、緊急を要する際にも特別な財政需要を継続的に生じている実情があること。また、周辺自治体においても立地自治体と同様、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。
---	--	--

鳥取県原子力安全顧問設置要綱

(顧問の設置)

第1条 本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング（以下「環境放射線等モニタリング」という。）、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置する。

(顧問の職務)

第2条 顧問は、県の要請に応じて、次の事項について必要な指導、助言等を行う。

- (1) 環境放射線等モニタリングの実施に係る技術的事項及び環境放射線等モニタリング結果の評価に関すること。
 - (2) 原子力災害の防災対策に関すること。
 - (3) 原子力施設の安全対策に関すること。
 - (4) 前三号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に関すること。
- 2 知事は、顧問に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条の規定に基づき現地確認への同行を必要に応じ要請することができる。

(顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

2 顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。この場合において、追加して委嘱する顧問の任期は、既に委嘱されている他の顧問のうち任期の終期が最も遅い者の当該終期までの期間とする。

(顧問の欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、顧問に委嘱しない。顧問が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧問を解任する。

- (1) 原子力事業者等（営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者）をいう。以下同じ。）又は法人である原子力事業者等の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）若しくは使用人その他の従業者
- (2) 原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者
- (3) 顧問の委嘱の日（以下「委嘱日」という。）の前直近3年間に前2号のいずれかに該当していた者
- (4) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日の前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者
- (5) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後1年間又は委嘱日1年後の日以後1年間に50万円以上の報酬等を受領している者
- (6) 次条第1項及び第2項に規定する申告をしない者

【鳥取県原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等の安全対策について】

- ・特重施設等速やかに設置するように原子力事業者を指導すること。また、設置の経過措置期間においては、重大事故等対処施設が機能発揮できるように手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練について嚴格に確認及び指導を行うこと。
- ・原子力発電所のテロ対策について、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃等の兆候が察知された場合には、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるように、国は、平時から事業者の体制の確保・徹底を指導すること。
- ・鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。
- ・UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、鳥取県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を事実上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置を行うこと。
- ・安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要があること。周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るため、立地自治体と同様現表に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- ・鳥取県原子力発電所2号機の運転については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもつて対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- ・中国電力株式会社に対し、鳥取県原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、本県地元の人的資源及び企業の活用を検討するよう指導すること。

経済産業省（加藤政務官）

12月25日

鳥取県原子力安全顧問会議の開催状況

開催日等	内容
平成26年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災訓練のふりかえりについて 原子力防災図上訓練計画について 島根原子力発電所2号機の適合性審査の状況等について 広域住民避難計画の住民説明会の開催結果について
平成26年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災図上訓練について 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について 緊急時モニタリング計画〔人形峠環境技術センター編〕（案）について 平成27年度平常時モニタリング計画について 島根原子力発電所2号機の適合性審査の状況等について
平成27年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度原子力施設周辺環境放射線等測定結果について 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について 平成27年度の原子力防災に係る主要事業について 島根原子力発電所2号機の適合性審査の状況等について 島根原子力発電所の地下水対策について 島根原子力発電所1号機の営業運転終了について
平成28年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について 島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流通源設備（3系統目）の設置について 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況について 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について 平成27年度環境放射線モニタリング結果の評価等について 平成28年度原子力防災に係る県の取組について
平成28年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況について 島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流通源設備（3系統目）の審査状況について 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画審査状況について 島根原子力発電所の安全対策の実施状況について 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に係る再発防止対策の進捗状況について 島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食について 平成28年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施結果について 鳥取県中部地震に係る人形峠環境技術センターでの警戒事態の発生について
平成29年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可に係る審査結果について 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について 島根原子力発電所2号機適合性審査の状況について 不適切事案（LLW、ダクト問題）の対応状況について 平成28年度モニタリング結果の評価について 平成29年度平常時モニタリング計画について
平成29年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について 島根原子力発電所2号機の基準地震動について 島根原子力発電所2号機の審査状況（中間報告）について 島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施状況について 島根原子力発電所2号機の中央制御室空調換気系ダクト腐食に係る再発防止対策の実施状況について 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水

（顧問の委嘱手続等）

- 第5条 知事は、顧問の委嘱をしようとするときは、あらかじめ、委嘱しようとする者に、次に掲げる事項を記載した申告書（様式第1号）の提出を求める。
- (1) この項の規定により申告する日（以下「申告日」という。）において、前条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないと思料する事項
- (2) 当該学識経験者等個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日の前直近3年間（再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）における寄附の対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
- (3) 申告日の前直近3年間（再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書（様式第2号）を毎年4月30日までに提出するよう求める。
- (1) 申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
- (2) 申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 3 顧問は、前条の欠格事由に該当するときは、指導、助言等を求める案件に応じて顧問のうちから適当と申し出るものとする。
- 4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。
- （鳥取県原子力安全顧問会議）
- 第6条 県は、必要があると認めるときには、指導、助言等を求める案件に応じて顧問のうちから適当と認める者に出席を求め、鳥取県原子力安全顧問会議を開くことができる。この場合において、県は出席する顧問の中から庶長を選任することができる。
- （事務処理）
- 第7条 この要綱に関する事務は、危機管理局原子力安全対策課が行う。
- （その他）
- 第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

令和4年度 第1回	令和4年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について 令和3年度平常時モニタリング測定結果について 令和4年度平常時モニタリング測定計画（案）について 鳥取県の原子力防災対策（令和3年度結果及び令和4年度予定）について 鳥根原子力発電所2号機の後段規制に対する県の対応方針について 鳥根原子力発電所1号機廃止措置状況について 人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置の状況について 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について 令和4年度環境放射線等測定結果について 令和5年度環境放射線測定計画（案）について
令和5年度 第1回	令和5年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更について 鳥根原子力発電所2号機の設計及び工事計画認可に係る審査状況について
令和5年度 第2回	令和5年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更について 鳥根原子力発電所2号機の設計及び工事計画認可に係る審査状況について
令和5年度 第3回	令和5年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更に対する鳥取県原子力安全顧問の意見について
令和6年度 第1回	令和6年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所1号機及び2号機の審査結果等（2号機設計及び工事計画認可、保安規定変更認可、1号機廃止措置計画変更認可）について 令和6年度平常時モニタリング測定結果等について 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、鳥取県広域住民避難計画（鳥根原子力発電所事故対応）の修正案について 令和5年度環境放射線等測定結果、令和6年度環境放射線等測定計画について
令和6年度 第2回	令和6年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震を受けた鳥根原子力発電所に係る国及び中国電力への申入れに対する回答について 鳥根原子力発電所2号機の安全対策工事の実施状況について 鳥根原発2号機特重施設等に係る審査状況について
令和6年度 第3回	令和6年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所2号機の安全対策について
令和6年度 第4回	令和6年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原発2号機の特重大事故等対処施設等の審査結果の確認について 鳥根原発2号機の安全対策について
令和6年度 第5回	令和7年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原発2号機の再稼働工程及び運転体制について 鳥根原発2号機の監視体制について 原子力防災訓練について

平成30年度 第1回	5月2・15日	<ul style="list-style-type: none"> 流量計の校正記録の不適切な取扱い事案について 鳥根原子力発電所低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能濃度測定プログラム不具合の原因と対策について 平成29年度モニタリング結果（中間報告）の評価について 平成30年度平常時モニタリング計画（案）について 平成30年度の鳥取県原子力防災対策（予定）について 鳥根原子力発電所3号機の現地視察 鳥根原子力発電所3号機新規規制に係る適合性審査申請（設計基準対応（耐震・耐津波機能、自然災害、火災、内部溢水、電源の信頼性）、重大事故等対応（炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策及び放射性物質の拡散抑制対策））について
平成30年度 第2回	平成30年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所3号機新規規制に係る適合性審査申請の内容について
平成30年度 第3回	平成31年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所1号機の廃止措置の実施状況について 鳥根原子力発電所2・3号機の審査状況について ウラン濃縮原素プラントの廃止措置計画認可申請について 平成30年度モニタリング結果（第1～3四半期）の評価について 平成31年度平常時モニタリング計画（案）について 鳥取県の原子力防災対策（平成30年度結果及び平成31年度予定）について
令和元年度 第1回	書面による持ち回り開催 ※新型コロナウイルス感染症予防 による持ち回り開催	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度モニタリング結果（第1～3四半期）の評価について 平成31年度平常時モニタリング計画（案）について 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）・鳥取県広域住民避難計画の修正について
令和2年度 （持回り）	書面による持ち回り開催	<ul style="list-style-type: none"> 人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画の認可について
令和2年度 第1回	令和3年2月25日 (2月8～15日)	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について 令和2年度平常時モニタリング測定結果（第1～3四半期）について 令和3年度平常時モニタリング測定計画（案）について 鳥取県の原子力防災対策（令和2年度結果及び令和3年度予定）について 鳥根原子力発電所1号機廃止措置の状況について 人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画認可について 人形峠環境技術センターの核燃料物質使用変更許可申請（核燃料物質使用施設の部分的な機器撤去等）の審査結果について
令和3年度 第1回	10月15日	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所2号機の現地視察（現地視察の概要） 事故対応の拠点となる緊急時対策所や本県が対応を求めた汚染水対策（止水壁）、屋外のポンプ車等から原子炉格納容器等に注水するための可搬型設備接続口、2号機内での水素爆発防止用に設置された水素処理装置、炉心溶融の耐熱材として格納容器床面に設置したコリウムシールド等を確認した。
令和3年度 第2回	10月17日	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策について説明を受け、質疑を行った。
令和3年度 第3回	11月17日	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所2号機の審査結果について、顧問が確認した内容について分野別に総括を行い、顧問会議意見として県に提出（顧問会議意見の概要） 原子力規制委員会による最新の知見に基づき厳正な審査が行われ、顧問が専門的観点から抽出した論点について、適切な対策が講じられ、中国電力の自主的な安全対策により、鳥根原子力発電所2号炉の安全性確保に必要な対策が講じられていることを確認した。
令和3年度 第4回	令和4年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> 顧問会議意見（令和3年11月17日報告）」の提出以降、米子市・境港市の原子力発電所環境安全対策協議会委員等から寄せられた、鳥根原子力発電所2号機の安全性等に関する意見に対し顧問から説明

鳥取県原子力防災専門家会議の開催状況

開催日等	内 容
平成20年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 会長選出 原子力事業所の周辺地域の環境放射線の測定結果に係る評価 鳥取県の原子力防災について
平成21年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 人形峠環境技術センター周辺の環境放射線の測定結果 鳥根原子力発電所周辺の環境放射線の測定結果
平成22年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所周辺の環境放射線測定結果に係る評価 人形峠環境技術センター周辺の環境放射線測定結果に係る評価
平成23年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所の環境放射線測定結果に係る評価 モニタリングポスト設置候補地について
平成24年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> UPZに伴う鳥取県原子力防災体制の方向性 平成23年度環境放射線モニタリング結果
平成24年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 原子力行政の現状について 地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について 広域住民避難計画について モニタリング計画、評価方法の変更について
平成24年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> 訓練の振り返り 人形峠環境技術センター事故事案（停電事故、非管理区域における放射線物質の漏洩）について
平成25年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者防災業務計画の修正について 平成24年度環境放射線モニタリング結果の評価について 平成25年度主要事業について 鳥取県地域防災計画、広域住民避難計画の策定について 鳥取県緊急被ばく医療計画について 鳥根原子力発電所の安全対策実施状況について 人形峠環境技術センターの事案報告について
平成25年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所2号機新規制基準への適合性確認申請の概要について
平成25年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所2号機新規制基準への適合性審査について 平成25年度原子力防災訓練の振り返りについて 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について
平成26年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所2号機新規制基準適合性に係る審査状況等について 平成25年度環境放射線モニタリング結果の評価について
平成26年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について 平成26年度原子力防災訓練について

鳥取県原子力安全対策合同会議の開催状況

開催日等	内 容
平成28年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所1号機廃止措置計画 鳥根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設及び所内常設直流通電源設備（3系統目） 原子力安全顧問会議（5月16日開催）としての意見
平成29年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所1号機廃止措置計画認可に係る審査結果 原子力安全対策顧問会議（同日午前中に開催）からの報告
平成29年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所2号機の新規制基準適合性に係る審査状況について
平成30年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県原子力安全顧問会議（3月19日に開催）からの報告 鳥根原子力発電所3号機の新規制基準に係る適合性審査申請について 原子力安全顧問会議（7月13日に開催）からの報告
令和3年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根地域における原子力防災の取組と国の支援体制（内閣府） 国のエネルギー政策（資源エネルギー庁） 鳥根原子力発電所2号機の審査結果（原子力規制庁） 鳥根原子力発電所の安全対策、必要性（中国電力(株)） (その他) 鳥取県の原子力防災に関する取組（鳥取県）
令和3年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査結果等に関する鳥取県原子力安全顧問会議意見等について（鳥取県原子力安全顧問）
令和3年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根2号機の安全対策、避難対策等に関する米子市、境港市の安対協に意見について
令和5年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更について 鳥根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更に対する鳥取県原子力安全顧問の意見について
令和6年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根2号機の審査結果等について
令和6年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根2号機特重施設等の概要について 鳥根2号機特重施設等の審査結果に対する原子力安全顧問意見について 鳥根2号機の安全対策について

原子力安全対策プロジェクトチーム全議の開催状況

開催日等	内 容
平成23年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所の現状 閣議決定の内容等 鳥取県等への影響とその対応
平成23年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 訓練を通じて明らかとなった事項(よかったと思われる事項) 訓練を通じて明らかとなった問題点と検討の方向等 新たな課題と今後の検討の方向等
平成24年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 原子力行政の現状 原子力安全体制整備スケジュール ワーキンググループ(WG)の設置 課題と対策 鳥取県への調査チーム派遣
平成24年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 最新情報 住民避難の進捗状況等の報告 避難段階ごとの課題の把握と避難に伴う防護対策、後方支援等について 中国電力(株)との安全協定の見直し
平成24年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> 最新情報 防災基本計画(原子力災害対策編)の修正と県の対応 県地域防災計画(原子力災害対策編)の作成 住民避難計画の作成
平成24年度 第4回	<ul style="list-style-type: none"> 現状 地域防災計画 鳥取県広域住民避難計画 進捗状況
平成25年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 国の原子力行政の現状について 放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について 鳥取県島根原子力発電所原子力防災訓練の各訓練実施要領について
平成25年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県島根原子力発電所原子力防災訓練の分析結果の検討について 原子力災害体制整備の検討について 今後のスケジュール等
平成25年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> 今年度の取組方針 原子力災害対策指針の改定原案について(原子力規制庁から説明) 原発の新規制基準(案)について(原子力規制庁から説明)
平成25年度 第4回	<ul style="list-style-type: none"> 今年度の取組状況と今後のスケジュールについて 新規制基準について(原子力規制庁から説明) 交付金の交付決定状況への対応 原子力防災訓練について
平成26年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)からの新規制基準の適用申請に係る報告を受けての情報提供と今後の進め方についての協議 中国電力(株)による説明「新規制基準適合申請の内容」
平成26年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所2号機の審査状況等 検討事項(取組の基本方針) 今年度の取組
平成26年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所2号機の状況等 平成26年度原子力防災訓練等について 広域住民避難計画説明会の状況(米子市、境港市)
平成27年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計の校正記録における不適切な取り扱い 島根原子力発電所2号機の審査状況について 島根原子力発電所1号機の廃止措置について 鳥取県の原子力防災対策の取組みについて 廃止措置等の経緯について
平成28年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 廃止措置計画の認可について
平成28年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 廃止措置等の経緯について
平成29年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所の基準地震動について

平成30年度 コアメンバー 第1回	4月6日	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)から島根原子力発電所3号機に係る概要説明の申し出があったことを受けた今後の対応について
平成30年度 第1回	4月20日	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)から島根原子力発電所3号機の概要(増設の経緯、建設工事の状況、改良型沸騰水型炉水炉(ABWR)の特徴等設備の概要、福島事故を踏まえた安全対策等)について
平成30年度 第2回	5月28日	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)からの島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請の事前報告を受けての今後の対応について
平成30年度 第3回	6月8日	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所3号機概要に関する検証結果及び今後の進め方について
平成30年度 第4回	8月1日	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所3号機の新規制基準に係る安全対策について
平成30年度 第1回	11月7日	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所2号機及び3号機の審査状況について
令和3年度 コアメンバー 第1回 (WEB会議)	令和3年9月15日	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株)から島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査結果の概要について説明を受け、2市と今後の対応について 【平井知事総括】 島根原子力発電所2号機は、新規制基準適合性審査に合格し、中国電力(株)や国には、審査内容等について、住民や議会等にわかりやすく説明することを求める。 県としての再稼働判断は、安全を第一とし、今後、原子力安全顧問や住民、米子市と境港市の意見を聴き、県議会とも協議して、安全協定に基づき、総合的に判断する。 中国電力(株)には、地元の理解が得られるまで、燃料の装荷を含めて、再稼働しないことを求める。 なお、安全協定の改定について、中国電力(株)から納得のいく回答が得られなければ、再稼働判断に影響することを申し伝えており、中国電力(株)には速やかな対応を求める。 安全協定改定に係る協議会で実務レベルの調整を行う。 同協議に先立って開催された島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会で、中国電力(株)から提示された協定改定案等に関する今後の対応について 米子市・境港市の島根原子力発電所2号機の再稼働に係る意見の聴取と今後の対応について
令和4年度 第1回	令和4年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> 今後の工事計画認可及び保安規定変更認可等について、中国電力(株)から前目録で報告を受けたがら必要に応じて意見を提出し、安全対策、避難対策、モニタリングの各分野において、会議で安全性や実効性を確認していくことについて
令和4年度 第2回	3月23日	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所2号機の後段規制の審査状況及び2号機の安全対策について、県・市が付した7つの条件への中国電力(株)の対応状況について中間報告を行うとともに、11月7、12日に実施する令和4年度原子力防災訓練(島根原子力発電所)の実施概要、原子力防災支援基地(鳥取市、江府町の2か所)の整備、8月に実施した福井県との人事交流を踏まえた県モニタリング体制の強化等について 安全協定に基づき中国電力(株)への回答案、国への要請内容等について
令和4年度 第3回	4月7日	<ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る中国電力及び国への申し入れについて
令和4年度 第4回	令和6年4月4日	<ul style="list-style-type: none"> 国及び中国電力への申し入れに対する回答 島根原発2号機の安全対策の実施状況 今後の対応方針について 中国電力への意見及び国への要望について
令和4年度 第5回	令和6年8月9日	<ul style="list-style-type: none"> 島根原発2号機特定重大事故等対処施設等に関する中国電力への回答及び国への要望について その他

原子力防災連絡会議設置要項

1. 目的
福島第一原子力発電所事故以降、国において事故の教訓等を踏まえた防災対策の見直しが進められていく中、島根原子力発電所にかかる原子力防災対策について関係自治体間で連携、調整を図るために情報交換等を行うことを目的に連絡会議を設置する。
2. 組織
(1) 当該連絡会議は、議長及び構成員をもって組織する。
(2) 議長は島根県防災部長をもって充てる。
(3) 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
3. 会議
(1) 当該会議は、議長が招集し、これを主宰する。
(2) 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指定する者がその職務を代行する。
(3) 議長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者の参加を求めることができ。
(4) 当該会議には、必要に応じて作業部会を置くことができる。
4. 事務局等
(1) 当該会議の事務局は、島根県防災部原子力安全対策課に置く。
(2) この要項に定めるもののほか当該会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

- 附則 この要項は、平成23年5月24日から施行する。
 附則 この要項は、平成23年9月14日から施行する。
 附則 この要項は、平成23年10月12日から施行する。
 附則 この要項は、平成24年7月19日から施行する。
 附則 この要項は、平成26年2月7日から施行する。
 附則 この要項は、平成26年4月28日から施行する。
 附則 この要項は、平成27年5月22日から施行する。
 附則 この要項は、平成29年3月27日から施行する。
 附則 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
 附則 この要項は、令和5年3月29日から施行する。

(別表)

団体名	職名	備考
松江市	防災部長	
出雲市	防災安全部長	
安来市	総括危機管理監	
雲南市	防災部長	
米子市	防災安全監	
境港市	総務部防災監	
鳥取県警察本部	警備部長	
鳥取県警察本部	危機管理局長	
島根県警察本部	警備部長	
島根県	防災部長	議長

原子力防災連絡会議の開催状況

開催日時	審議の内容
第1回 平成23年5月24日	・原子力防災連絡会議の設立について ・原子力防災の課題等について ・今後の検討について
第2回 9月14日	・中間報告について ・今後の進め方について
第3回 平成24年3月28日	・今後の連絡会議の位置づけについて ・住民避難対策等の検討状況について ・原子力防災訓練について ・連絡会議の参加機関について
第4回 7月19日	・避難計画の検討状況について ・モニタリングポストの配備計画について ・原子力規制組織等の見直しに係る状況について ・地域防災計画（原子力災害編）の見直しについて ・原子力防災訓練の実施について
第5回 11月21日	・広域避難計画について ・地域防災計画（原子力災害編）の作成、修正について ・平成24年度原子力防災訓練の実施について
第6回 12月27日	・原子力災害対策指針及び拡散シミュレーションに関する説明 ・島根県及び鳥取県における原子力安全、防災対策について
第7回 平成26年2月7日	・新規制基準適合性確認審査への対応について ・地域防災計画の修正について ・原子力防災訓練の評価結果について ・避難時間推計（E・T・E）について
第8回 平成26年4月28日	・広域避難に係る取り組みについて ・平成26年度原子力防災訓練について ・島根、鳥取両県におけるモニタリング体制について ・島根県知事による福島第一原子力発電所等の視察について ・オフサイトセンター等の放射線防護対策について
第9回 5月30日	・避難時間推計について
第10回 9月3日	・原子力防災対策に係る取り組みについて ・緊急時モニタリング計画について ・平成26年度原子力防災訓練について
第11回 平成27年3月26日	・緊急時モニタリング体制について ・避難計画実効性向上のための取り組みについて ・社会福祉施設等に対する放射線防護対策の実施状況について ・安定ヨウ素剤の配布体制について
第12回 5月22日	・設置要項の改正について ・平成27年度原子力防災訓練について ・「島根地域の緊急時対応」の策定について ・原子力災害における避難行動要支援者等の把握について
第13回 11月10日	・原子力防災対策に関する取組について ・「島根地域の緊急時対応」について
第14回 平成28年2月10日	・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について ・島根2号機の取水槽等の鉄筋工事に係る申告について ・原子力防災訓練の訓練評価について ・地域防災計画（原子力災害対策編）の修正項目（案）について ・避難退避時検査候補地について
第15回 3月30日	・原子力災害時における避難方法等の実態把握調査について ・広域避難計画の修正について ・原子力防災対策に関する取組について
第16回 平成29年3月27日	・原子力防災に関する取組について ・避難手段の確保について ・避難先との連携について ・避難誘導の円滑化について ・地域防災計画等の修正について
第17回 10月5日	・原子力防災訓練について

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

○平成25年9月3日の原子力防災協議会決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災協議会決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
- (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
- (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。
内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、協議会における確認結果を原子力防災協議会・同幹事会に報告し、了承を求める。
- (3) 協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官(原子力防災担当)その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4) 協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5) (3)に基づき協議会が関与する訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関(IAEA)のガイダンスを参照して行う。

(別紙1)

第18回	平成30年3月27日	・原子力防災に関する取組について
第19回	平成31年3月26日	・設置要項の改正について ・原子力防災の取組について ・地域防災計画等の修正について ・「平成30年度原子力防災訓練」の成果概要について
第20回	令和3年3月26日	・地域防災計画の修正について ・原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策について
第21回	令和3年9月6日	・「島根地域の緊急時対応」のとりまとめについて ・令和3年度原子力防災訓練について ・島根2号機の新規制基準審査に係る住民説明会の開催検討等について
第22回	令和4年3月30日	・原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアルの改正について ・令和4年度原子力防災の取組について
第23回	令和5年3月29日付 通知による書面開催	・原子力防災連絡会議設置要項改正について ・島根県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について ・原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアルの改正について
第24回	令和6年3月27日	・原子力防災連絡会議設置要項改正について ・令和5年度原子力防災の取組について
第25回	令和7年3月25日	・令和6年度原子力防災の取組について ・令和6年度原子力防災訓練の報告

地域	道府県
北海道	北海道
青森県	青森県
宮城県	宮城県
福島県	福島県
茨城県	茨城県
新潟県	新潟県
石川県	石川県
富山県	富山県
福井県	福井県
滋賀県	滋賀県
京都府	京都府
岐阜県	岐阜県
静岡県	静岡県
島根県	島根県
愛媛県	愛媛県
山口県	山口県
福岡県	福岡県
鹿児島県	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理)付危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官(防災担当)
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官(エネルギー・環境担当)
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官(警備救難部担当)
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事(※)

※関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

作業部会の基本構成

地域の内閣府原子力防災専門官
内閣府政策統括官(原子力防災担当)の担当者
道府県の担当者(課長級以上) ※議題により出席者の変更可。
厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実働省庁(中央及び地方支分部局等)の担当者
原子力規制委員会その他の関係省庁(中央及び地方支分部局等)の担当者
関係機関(原子力研究開発機構(JAEA)、放射線医学総合研究所等)

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができるが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

地域原子力防災協議会の開催状況

(ア) 島根地域原子力防災協議会

開催日	議題
令和3年7月30日	島根地域の「緊急時対応」について

(イ) 島根地域原子力防災協議会島根地域ワーキングチーム及び作業部会(合同会議含む)

種別	開催日等	議題
地 域 W T	合同会議 第1回	平成25年9月13日 ・WTの設置について
	合同会議 第2回	10月9日 ・共通課題についての対応方針、今後の進め方 ・地域防災計画、避難計画の作成状況確認
	島根地域WT 第1回	10月25日 ・今後のWTの進め方について (島根地域の現状の共有、島根地域WTにおける当面の検討課題の決定、当面の検討スケジュール)
	島根地域WT 第2回	平成26年1月16日 ・第3回原子力防災協議会の状況報告 ・避難手段、避難ルートについての考え方等 ・避難手段の定量整理に係る依頼
	合同会議 第3回	1月21日 ・WTの活動報告について
	島根地域WT 第3回	5月16日 ・WTの構成員について ・避難計画の充実に向けた当面の課題(避難手段の確保、要支援者避難のしくみ)について
	合同会議 第4回	6月9日 ・地域防災計画・避難計画の作成状況について ・緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について
	島根地域WT 第4回	10月7日 ・川内地域の緊急時対応の評価と防災対策への反映 ・原子力防災訓練の計画について
	島根地域WT 第5回	平成26年11月17日 ・原子力防災訓練の検証 ・島根地域における防護措置実施区域とモニタリング体制 ・避難行動要支援者など対象者の把握調査
	合同会議 第5回	平成27年3月18日 ・WTの「地域原子力防災協議会」への改称等について ・WTの活動報告(照会)
作 業 部 会	島根地域WT 第6回	3月26日 ・島根地域ワーキングチームの取り組み ・中間とりまとめ
	合同作業部会 第1回	3月31日 ・ワーキングチームの活動報告(2)について
	合同作業部会 第2回	4月30日 ・避難行動要支援者の調査について ・島根地域の「緊急時対応」の検討事項(仮称)について
	合同作業部会 第3回	7月10日 ・原子力災害時における広域連携について
	合同作業部会 第4回	7月16日 ・原子力災害対策指針の改正について ・伊方地域との広域連携について
	合同作業部会 第5回	9月8日 ・平成27年度島根県及び鳥取県の原子力防災訓練について ・島根地域の「緊急時対応」について ・避難方法等の実態調査について
	合同作業部会 第6回	10月8日 ・病院、社会福祉施設等の避難計画について ・緊急時モニタリング実施要領について ・UPZ外の防護措置、安定ヨウ素剤の配布について
	合同作業部会 第7回	11月10日 ・島根地域の「緊急時対応」について ・物資の備蓄・供給及び観光客等への情報伝達について ・防災業務関係者の安全確保の在り方に関する検討会
	合同作業部会 第8回	12月15日 ・島根地域の「緊急時対応」(素案)について ・平成27年度原子力防災訓練について
	合同作業部会 第9回	平成28年1月26日 ・避難行動要支援者の実態調査の結果について ・避難退避時検査実施計画(マニュアル)について ・原子力災害業務継続計画の素案について

写

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター一周年環境保全等に関する協定書

鳥取県(以下「甲」という。)、三朝町(以下「乙」という。)及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「丙」という。)(は、丙の人形峠環境技術センター(以下「センター」という。))の事業に關し、センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを本旨として、次のとおり協定を締結する。

(関係法令の遵守等)

第1条 丙は、センターにおいて行う施設の建設及び施設の建設の運営管理に当たっては、関係法令及び条例を遵守することはもとより、更に安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全の措置を講ずるものとする。

第2条 丙は、施設の保安規定を遵守するほか、運転及び保守にあたる要員の教育、訓練を積極的に行う等施設の運営管理に万全を期するものとする。

(放射性物質の放出等)

第3条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、丙が別に定める管理目標値により管理するものとする。また、その放出低減について最善の努力をするものとする。

(自然環境の保全)

第4条 丙は、地域の自然環境を保全するため、センター内の自然の保護、緑化等を積極的に進めるものとする。

(防災対策)

第5条 丙は、防災体制の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する地域の防災対策に積極的に協力するものとする。

(新增設計画)

第6条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、監視体制の充実強化を図るものとする。

第7条 甲及び乙は前項に関する意見のあるときは、丙に対して意見を述べる事ができるものとする。また、甲及び乙は前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

(放射性物質等の監視体制の強化)

第8条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、監視体制の充実強化を図るものとする。

第9条 甲及び乙は、それぞれが別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施するものとする。

第10条 丙は、甲が実施する監視測定に協力するものとする。

第11条 丙は、第2項の規定により実施した監視測定の結果を甲及び乙に提出するものとする。

第12条 丙は、第2条に定める管理目標値を超える数値を測定したときは、その都度甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとする。

(測定結果の公表)

第13条 甲及び乙は、前条第2項の規定により実施した監視測定の結果を公表するものとする。

合同作業部会 第10回	3月25日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時における避難方法等の実施方法等の実態把握調査について 島根地域の「緊急時対応」(案)について 代替オフサイトセンターの指定について 平成27年度島根地域原子力防災協議会作業部会について 島根地域の「緊急時対応」(案)について 平成28年度年度計画について 「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて
合同作業部会 第11回	4月19日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」について 内閣府からの報告について
合同作業部会 第12回	5月23日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」について
合同作業部会 第13回	平成29年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」について
合同作業部会 第14回	3月27日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」について 原子力防災に関する島根県・鳥取県の取り組みについて
合同作業部会 第15回	8月24日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」について 平成29年度原子力防災訓練について
合同作業部会 第16回	平成30年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」について 原子力防災に関する取り組みについて
合同作業部会 第17回	12月25日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」について 平成30年度原子力防災訓練について
合同作業部会 第18回	平成31年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」について 平成30年度原子力防災訓練について
合同作業部会 第19回	令和元年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年原子力防災訓練実施計画について 島根県及び鳥取県の原子力防災訓練実施計画について
合同作業部会 第20回	10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年原子力防災訓練計画について 鳥取県及び島根県の原子力防災訓練実施計画について 原子力防災訓練の前提となる資料の作成・公表について
合同作業部会 第21回	令和2年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年原子力防災訓練について 島根地域の「緊急時対応」について
合同作業部会 第22回	3月27日	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年原子力防災訓練について 島根地域の「緊急時対応」について 鳥取県、鳥取県における原子力防災の取組について
合同作業部会 第23回	7月30日	<ul style="list-style-type: none"> 感染症流行下での原子力災害時における防護措置について
合同作業部会 第24回	11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて
合同作業部会 第25回	12月25日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」における課題の主な確認事項について
合同作業部会 第26回	令和3年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」(案)について
合同作業部会 第27回	3月22日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」の作成について 感染症流行下での原子力災害時における対応の検討について
合同作業部会 第28回	4月30日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」(案)についての今後作業事項
合同作業部会 第29回	5月25日	<ul style="list-style-type: none"> P、A、Z内の全面緊急事態における対応について
合同作業部会 第30回	6月10日	<ul style="list-style-type: none"> UPZ内緊急時対応について
合同作業部会 第31回	6月30日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」の作成について 「今後取り組み」への取り組み状況
合同作業部会 第32回	7月6日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」の作成について
合同作業部会 第33回	7月29日	<ul style="list-style-type: none"> 島根地域の「緊急時対応」について 島根地域原子力防災協議会(第1回)の開催について
合同作業部会 第34回	令和4年3月3日	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の鳥取県及び島根県の原子力防災訓練について
合同作業部会 第35回	令和5年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の鳥取県及び島根県の原子力防災訓練について
合同作業部会 第36回	令和6年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の鳥取県及び島根県の原子力防災訓練について 令和6年度能登半島地震を踏まえた対応について
合同作業部会 第37回	令和7年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度 原子力防災訓練について 令和6年度 原子力防災に関する取組について

(平常時の報告)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 各年度の事業計画
- (2) 施設の運転状況
- (3) 施設の建設工事の進捗状況

(通報)

第9条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに甲及び乙に通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を報告するものとする。

- (1) 法令に定める値を超えた被ばく又は環境への放出があったとき。
- (2) 施設に放射性物質及びフッ素の使用又は取扱いに支障を及ぼす故障があったとき。
- (3) 放射性物質及びフッ素の輸送中に事故があったとき。
- (4) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (5) センター内で火災その他の災害等の緊急事態が発生したとき。

(現地確認等)

第10条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め、又はその職員にセンターの現地確認をさせることができるものとする。

- 2 丙は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、丙に対して意見を述べることができないものとする。
- 4 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

(苦情等の処理)

第11条 丙は、施設の建設及び運営管理等に関して環境保全及び安全確保に係る苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

(損害の補償)

第12条 丙は、丙の事業に起因して、地域住民に損害を与えたときは、誠意をもってその損害を補償するものとする。

(覚書の締結)

第13条 この協定の施行にあたり必要があるときは、甲、乙及び丙は、別に協議の上、細目等に関し、覚書を締結するものとする。

(協議)

第14条 丙この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、センター内の施設（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）の適用を受ける施設を除く。）を対象とする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2
三朝町
三朝町長 松浦弘幸

丙 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄

写

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する覚書

鳥取県（以下「甲」という。）、三朝町（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、平成30年12月25日に締結した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（新增設計画の範囲）

第1条 協定第5条第1項に規定する「施設」は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく許可を必要とするもの並びに地域の環境保全に密接な関係を有するものとし、軽易なものを除くものとする。

（測定計画及びその結果の提出等）

第2条 協定第6条第2項の規定に基づく監視測定計画については、甲及び丙が年度開始前までに定めるものとする。
第3条 協定第6条第4項の規定に基づき丙が甲及び乙に対して行う監視測定の結果の提出は、四半期毎の測定結果について、当該四半期終了後1月以内に行うものとする。
第4条 協定第6条第5項に規定する「連絡」は、状況に応じ文書又は電話で行うものとする。

（報告）

第3条 協定第8条に規定する「報告」は、文書で行うものとし、その時期及び回数は、次のとおりとする。

（1）各年度の事業計画については、当該年度当初に行うものとする。
（2）施設の運転状況及び施設の建設工事の進捗状況については、四半期毎に当該四半期終了後1月以内に行うものとする。

（通報）

第4条 協定第9条に規定する「通報」は、直ちに電話で行うとともに、事態の経過に応じ遅滞なく文書で行うものとする。
第5条 協定第9条第2号に規定する「故障」は、軽易なものを除くものとする。

（現地確認等）

第5条 協定第10条第1項の規定に基づき丙の施設を現地確認する者は、あらかじめ身分及び要件を明らかにするとともに、現地確認に際しては、安全確保のため丙の保安関係の規定及び指示に従うものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

乙 三朝町

三朝町長 松浦 弘幸

丙 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄

人形峠環境技術センターでの異常事象発生時の通報基準等について

平成20年1月16日

独立行政法人

日本原子力研究開発機構人形

峠環境技術センター

1 異常事象発生時の通報基準

センターの施設等に異常又は異常と思われる事象が発生したときは、速やかに関係機関に通報を行う。本日御説明をさせていただいた通報基準は、法律に基づいた報告事象、社会的に影響のあると考えられる事象をまとめた。一方、社会的に影響のない事象、例えばモータの故障があったものの、代替品により施設の維持管理に影響がないときは、通報の対象外とした。通報基準の判断に迷う事象についても通報の対象とした。

（1）核燃料物質の不明等

- ① 濃縮ウラン・天然ウラン・放射性同位元素等の盗取・不明・脅迫行為。
 - ② 核燃料物質等に起因する異常事態の発生又はそのおそれがあるとき。
 - ③ 防護区域外で異常事態と思われる状態が発生又はそのおそれがあるとき。
- （2）施設・設備の故障
- ① 施設・設備が故障が発生し、再発防止に特別な措置を必要とするとき。
 - ② 故障が重大で、特別な修復方法・安全対策を講ずる必要があるとき。
 - （3）安全機能の喪失

① 施設等の故障により安全機能（放射線障害の防止・核燃料物質等の閉じ込め機能・安全の担保）の喪失又はそのおそれがあるとき。

② 保安規定の定めを超えて過充損をしたとき。

（4）排気・排水の異常

① 排気口・排水口の濃度が法令又は協定値を超えたとき又はそのおそれがあるとき。

② 排気モニターで管理できないとき・濃度確認前に誤って送水したとき。

（5）管理区域外の漏えい

① 核燃料物質等が管理区域外に漏えいしたとき。

② 液体（非放射性を含む）が管理区域から管理区域外に拡散（広がった・流れ出した）したとき。

（6）管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれがあるとき。ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。

（7）臨界

① 保安規定に定める量以上の取扱いをしたとき。

（8）管理区域に立入る者の被ばく

① 放射線業務従事者5mSv、従事者以外の者が0.5mSvを超え又は超えるおそれがあるとき。

② 内部被ばく、皮膚汚染が除去できなかつたとき。

（9）人の障害

① 核燃料物質等の取扱い作業中に障害を負ったとき。

人形峠環境技術センターにおける通報事象

(1) 核燃料物質の不明等

- ① 核燃料物質等に係る脅迫が発生したとき。
- ② 核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ③ 核燃料物質等の不法持出し行為、運搬に対する妨害行為、健康および安全を脅かす行為、又はそのおそれのあるとき。
- ④ 防護区域外で上記③の可能性が想定されるとき。

(2) 施設の故障

施設等の故障が発生し、再発防止対策等の特別な措置を必要とするときで、通常以外の修復方法を要する場合又は別に安全確保対策を講じる必要のあるとき。

- ① 機器・設備の故障により核燃料物質の使用に支障が生じたとき。
- ② 施設内で火災・爆発が発生したとき。
- ③ 設備の運転中に管理区域の排気設備が故障し、予備系も運転できず負圧が維持できないとき。
- ④ 廃処理設備が故障し環境への放出が認められたとき。
- ⑤ 廃用電源が方向とも受電ができなくなり、非常用発電機も運転できなくなつたとき。
- ⑥ 計装空気コンプレッサ設備が故障し、設備の使用が停止したとき。
- ⑦ 無停電電源設備が故障し、設備の使用が停止したとき。
- ⑧ 放射線測定装置が故障し、監視機能を喪失したとき。
- ⑨ 設備の運転中、圧力、温度、重量に関する異常警報が鳴し、インターロックが作動しなかつたとき。

(3) 安全機能の喪失

施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線のしゃへい機能、その他安全を確保するために必要な機能を喪失したとき又は喪失するおそれがあるとき。

- ① ウランを採取う設備が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。
- ② 閉じ込め機能を有す核燃料物質等の容器（例：UF6）シリンダが破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。
- ③ UF6をシリンダに充填する際、保安規定に定めた最大充填量を超えて過充填したとき。
- (4) 排気・排水の異常
施設等の故障により、排気施設又は排水施設による排出の状況に異常が認められたとき。
- ① 施設等が故障し、それに伴って排気口又は排水口の濃度が以下の法令又は協定に基づく値を超えたとき又は超えるおそれがあるとき

排気口： α 放射能 1.8×10^{-9} Bq/cm³（3ヶ月平均自然放射能を除く） HF 濃度 3.3×10^{-4} Bq/m³or0.4ppb（3ヶ月平均ふっ素）

排水口： α 放射能 1×10^{-3} Bq/cm³（放出の都度自然放射能を除く） ふっ素 8mg/L（管理区域から）0.5mg/L（河川放出）

- ② 排気において、排気モニタによる監視・測定が行えない状態で放出された場合（代替又は間接的な方法で評価できる場合を除く）。排水においては、濃度確認の前誤送水したとき。
- ③ 上記の値以下でも、計画外の異常な放出があったとき。

- (5) 管理区域外での漏えい
核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

(10) 火災・爆発

- ① 消火器の使用・消防署へ通報したとき。
- (11) 事故・故障に係る事象
 - ① 原子力施設以外で、救急車の出動・台風など自然災害での被害・人の障害等
- (12) 地震
 - ① 鏡野町上瀬原震度が4以上のとき。

通報基準は、別紙「人形峠環境技術センターにおける通報事象」を参照

2 製錬転換施設の現状

- (1) 漏えい痕跡場の除染
 - 9月13日に全ての作業を完了。
- (2) 設備の改修
 - ① 分析廃水配管等（使用停止配管）措置
国の許可を9月末に取得。11月1日から非管理区域の配管撤去作業を開始。
 - ② 廃水配管の二重化措置
9月28日に作業を完了。
- 3 規則・マニュアルの見直し
 - (1) 転換施設処理課所掌
 - ① 保守管理要領（平成 年度下期に変更予定）
配管の識別管理及び配管・ダクトの点検方法の見直しについて整備。
 - ② 施設巡視点検マニュアル
マニュアルの改訂により、全ての配管・フランジの巡視点検を明文化した。
 - (2) 転換施設処理課以外の部署
 - ① 放射線作業管理要領
予期しない汚染又は汚染のおそれのある場合は、直ちに安全管理課長へ汚染状況の確認を依頼することを明文化した。
 - ② 現場対応マニュアル
緊急事態と部長が判断した場合、現地対策本部が立ち上がる前であっても現場対応班の設置指示を明文化した。

以上

第202000306322号
発 行 第 1 4 3 号
令 和 3 年 3 月 9 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門
人形峠環境技術センター
所長 木原 義之 様

鳥取県知事 平井 伸治
(公 印 省 略)
三朝町長 松浦 弘幸
(公 印 省 略)

人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画認可に伴う
申入れについて

平成30年9月28日に貴機構から報告のあったこのことについて、下記のとおり申入れます。ついでには、貴機構の誠意ある対応を求めます。
なお今後、実施状況について確認を行うとともに、変更認可申請について安全性等を確認したいと思っておりますので、引き続き適切な対応をお願いいたします。

記

- 1 廃止措置の実施にあたっては、廃止措置計画にのっとり、各種法令を遵守し、作業員の安全管理を徹底するとともに、周辺環境に影響が及ぶことのないよう安全かつ遺漏なく実施すること。また、異常があった場合には、速やかに自治体への連絡と公表を行うこと。
- 2 住民の安全・安心の確保を第一義として、廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について、住民及び自治体に分かりやすく丁寧な説明に努めるとともに、適切な情報公開に努めること。
- 3 貯蔵している核燃料物質（六ふっ化ウラン）については、譲渡しが完了するまで適切に管理すること。
- 4 廃止措置により発生する放射性廃棄物等については、安全を第一義として、関係を第一義として、関係する規制基準等に從い、適切かつ確実な管理及び廃棄を行うこと。
- 5 人形峠環境技術センター及びその周辺では放射性廃棄物の最終処分を行わないこと。

① 管理区域外の核燃料物質等を扱う廃水配管が損傷し、管理区域外に廃水が漏えいしたとき。
(核燃料物質等の量及び濃度は問わない)

② 液体（非放射性を含む）が管理区域内で漏えいし、これが管理区域外に広がったとき。

(6) 管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。

ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。

① U F 6 シリンダから U F 6 が漏えいし、汚染が発生したとき。

② 放射性廃棄物ドラム缶に汚染が見つかったとき。

③ 核燃料物質等の漏えい或いは漏えい痕跡から、汚染が見つかったとき。

④ ウランを扱う設備からウランを含む物質等が漏えいし、汚染が発生したとき。

(7) 臨界

核燃料物質が臨界に達し又は達するおそれがあるとき。

① 取扱量を制限している設備で核燃料物質を取り扱っているとき、保安規定に定める最大取扱量（核的制限値）を超えたとき。

② U F 6 シリンダを保安規定に定める臨界距離範囲以下で貯蔵したとき。

(8) 管理区域に立ち入る者の被ばく

管理区域立入る者について、放射線業務従事者5mSv、従事者以外0.5mSvを超え又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

① 放射線業務従事者に P6V を超える計画外の被ばくが発生したとき。

② 従事者以外に P6V を超える被ばくが発生したとき。

③ 内部被ばくのおそれがあったとき。

④ 皮膚汚染が発生し、除染しきれなかったとき。

(9) 施設等に関する人の障害

前項目の他、管理区域内作業および核燃料物質等の運搬作業中に、入院治療又は入院治療を要するおそれのある障害を負ったとき。

(10) 火災・爆発

① センターにおいて、火災の規模、要因に関わらず、消火器を使用したとき、又は消防署に通報したとき。

(11) その他事故・故障に係る事象

① 救急車が緊急出動したとき。

② 自然災害等により施設が被災したとき。

③ 業務上において人の障害があったとき。（軽微な怪我、交通事故は除く）

④ 事象が進展したときに法令報告事象になる可能性のあるとき。

⑤ 商用電源の喪失によって非常用発電機が運転されたとき。

⑥ I F 7、I F 5 ボンベから I F 7、I F 5 の漏えいが発生したとき。

(12) 地震

① 鎮野町上篇原震度が4以上のとき。

以上

人形峠環境技術センター令和7年度事業計画

令和7年4月
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）は、日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の経営理念のビジョン『「ニュークリア×リユニーク」で拓く新しい未来』を共有し、原子力を活用した脱炭素社会の実現に取り組みます。

具体的には、安全確保を最優先とした持続的なバックエンド対策の着実な推進を図るべく、ウラン取捨施設の廃止措置や鉱山関連施設の閉山措置、これらに関連する研究開発等を、センターが推進する「ウランと環境研究プラットフォーム」のもとで、地元自治体・地域の方々等からのご意見・ご提言を踏まえたがら、また、地域住民の方に信頼される組織であり続けられるよう努力しながら事業を進め、その成果を公表し、丁寧に説明していきます。

令和7年度のセンター事業計画における取り組み事項は、以下のとおりです。

1. 安全確保・環境保全に関すること
 - 1) 基本動作の徹底、法令・ルールの順守、品質マネジメント活動、リスク対策を行うとともに、従業員間のコミュニケーションを図りながら業務を進めます。
 - 2) 施設の安全対策として、自然災害対策及び高齢者化を踏まえた保守管理を進めます。
 - 3) 施設・設備、核燃料物質及び放射性廃棄物の安全かつ適正な管理を継続します。
 - 4) 省資源・省エネルギーを推進し、地球温暖化防止等、環境に配慮した業務を継続します。
2. 事業（開発・研究等）に関すること
 - 1) ウラン濃縮原型プラントでは、原子力規制委員会から認可を受けた加工事業の廃止措置計画に従い、設備の解体撤去を進めます。また、六フッ化ウランの譲渡しのための詰替・洗浄設備の製作等を進めます。
 - 2) 濃縮工学施設では、放射性廃棄物発生量を最小化するため、使用済み遠心機等の除染処理や除染済品のクリアランス確認を継続します。
 - 3) ウラン廃棄物の処理処分の技術開発として、除染技術開発等のウラン廃棄物工学研究や安全性評価等の環境研究を進めます。

以上

令和7年度事業計画スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 安全確保・環境保全に関すること												
(1) 安全確保を最優先とした事業実施活動の継続												
	基本動作の徹底、法令・ルールの順守、品質マネジメント活動 リスク対策、現場でのコミュニケーション等の安全活動の実施											
(2) 施設の安全対策												
	自然災害対策及び高齢者化を踏まえた保守管理の実施											
(3) 施設・設備、核燃料物質及び放射性廃棄物の安全かつ適正な管理												
	施設・設備の維持管理 核燃料物質及び放射性廃棄物の管理											
(4) 環境に配慮した事業実施活動の継続												
	省エネルギー、省資源活動の実施											
2. 事業（開発・研究等）に関すること												
(1) 設備の解体撤去 ・六フッ化ウランの譲渡しのための詰替・洗浄設備の製作												
	ウラン濃縮原型プラント 六フッ化ウランの譲渡しのための詰替・洗浄設備の製作											
(2) 使用済み遠心機等の除染処理 ・除染済品のクリアランス確認												
	(濃縮工学施設) 使用済み遠心機等の除染処理 クリアランス確認											
(3) 除染技術開発等のウラン廃棄物工学研究 ・安全性評価等の環境研究												
	除染技術開発等のウラン廃棄物工学研究 安全性評価等の環境研究											

コンクリート屋内退避施設一覧

◎米子市:コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧(9箇所)

施設名	住所
大篠津公民館	米子市大篠津町1619-1
崎津公民館	米子市大崎1466-4
和田公民館	米子市和田町1829-1
富益公民館	米子市富益町788
彦名公民館	米子市彦名町2850-2
夜見公民館	米子市夜見町1679-11
河崎公民館	米子市河崎2620
加茂公民館	米子市両三柳3292
住吉公民館	米子市旗ヶ崎7丁目17-30

◎境港市:コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧(17箇所)

境港市立渡小学校	境港市渡町901番地
境港市立外江小学校	境港市外江町2105番地
境港市立境小学校	境港市湊町27番地
境港市立上道小学校	境港市上道町3026番地
境港市立余子小学校	境港市竹内町3117番地
境港市立中浜小学校	境港市麦垣町432番地
旧誠道小学校	境港市誠道町2062番地
境港市立第一中学校	境港市上道町1840番地
境港市立第二中学校	境港市竹内町2438番地
境港市立第三中学校	境港市外江町1372番地
境港市渡公民館	境港市渡町1356番地の1
境港市外江公民館	境港市外江町2062番地1
境港市境公民館	境港市湊町1番地
境港市上道公民館	境港市上道町3186番地
境港市余子公民館	境港市竹内町393番地の2
境港市誠道公民館	境港市誠道町220番地の3
境港市中浜公民館	境港市財ノ木町668番地

放射線防護対策施設一覧

速やかな避難が困難な方が一時的に屋内退避できる施設(気密性の確保、放射性物質の影響緩和(外気の放射性物質除去等)等の対策を実施)

施設名	電話番号
社会福祉法人恩賜財団 鳥取県済生会境港総合病院 (境港市米川町44番地)	0859-42-3161
社会福祉法人しらゆり会「光洋の里」(境港市渡町2480)	0859-45-5400
医療法人・社会福祉法人真誠会「弓浜ホスピタウン」(米子市大崎1511-1)	0859-48-2331
医療法人・社会福祉法人真誠会「介護老人保健施設ゆくとびあ」(米子市河崎581-3)	0859-24-5666

原子力防災講演会の開催状況(令和5年度以前)

第14回(令和5年度) ※リモート講演

日時	令和5年8月26日(土)13:30～15:00	8月27日(日)13:30～15:00
会場	境港市民交流センター(みなとテラス)	米子市立図書館
参加者	県民等26名	県民等19名
内容	原子力災害に備えて覚えておきたい放射線について	
講師	広島大学 教授 遠藤 晁氏(県原子力安全顧問)	
実施体制	主催:鳥取県・境港市・米子市、後援:西部町村	

第13回(令和4年度) ※リモート講演

日時	令和4年7月30日(土)13:30～15:00	7月31日(日)13:30～15:00
会場	国際ファミリアプラザアミリーホール	境港市民交流センター中会議室
参加者	県民等15名	県民等12名
内容	事故防止と原子力災害対応のしくみ	
講師	福山大学 名誉教授 占部 逸正氏(県原子力安全顧問)	
実施体制	主催:鳥取県・境港市・米子市、後援:西部町村	

第12回(令和3年度) ※リモート講演

日時	令和3年6月26日(土)13:30～15:00	6月27日(日)13:30～15:00
会場	米子市立図書館多目的研修室	境港市保険相談センター講堂
参加者	県民等約26名	県民等約7名
内容	放射線被ばくと健康影響	
講師	長崎大学医学部 原発後障害医療研究所 教授 高村 昇氏	
実施体制	主催:鳥取県・境港市・米子市、後援:西部町村	

第11回(令和2年度) ※リモート講演

日時	令和2年9月5日(土)13:30～15:00	9月6日(日)10:30～12:00
会場	境港市保健相談センター講堂	米子市福祉保健相談センター会議室
参加者	県民等約10名	県民等約19名
内容	目に見えない放射線について考えてみましょう	
講師	東京都大学工学部 原子力研究所 客員准教授 岡田 往子氏	
実施体制	主催:鳥取県・境港市・米子市、後援:西部町村	

第10回(令和元年度)

日時	令和元年7月6日(土)13:30～15:50	7月7日(日)10:30～13:50
会場	境港市保健相談センター講堂	米子市立図書館 多目的研修室
参加者	県民等約43名	県民等約44名
内容	放射線の人体への影響～原子力災害時における住民の対応～	
講師	横浜薬科大学健康薬学科/放射線科学研究室 教授 加藤 真介氏	
実施体制	主催:鳥取県・境港市・米子市、後援:西部町村	

第9回(平成30年度)

日時	平成30年7月8日(日)10:30～12:10
会場	境港市保健相談センター講堂 ※米子会場は大雨警報発令のため中止
参加者	県民等約85名
内容	原子力災害時の対応方法
講師	東京大学特任専門職員 飯塚 裕幸氏
実施体制	主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村

第8回(平成29年度)

日 時	平成 29 年 6 月 17 日 (土) 13:30～15:00	6 月 18 日 (日) 10:00～11:30
会 場	米子市役所本庁舎 4 階 401 会議室	境港市保健相談センター 講堂
参加者	県民等約 50 名	県民等約 50 名
内 容	放射線と私たちの健康～長崎大学川内村復興推進拠点での活動～	
講 師	長崎大学原爆後障害医療研究所助教 折田 真紀子氏	
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村	

第 7 回 (平成 28 年度)

日 時	平成 28 年 6 月 9 日 (日) 13:30～15:30
会 場	米子市福祉保健総合センター ふれあいの里 大会議室
参加者	県民等約 120 名
内 容	放射線被ばくによる人体への影響とその防護
講 師	弘前大学被ばく医療総合研究所教授 床次 真司氏
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村

第 6 回 (平成 27 年度)

日 時	平成 27 年 5 月 16 日 (土) 13:30～15:30
会 場	夢みなとタワー夢みなとシアター
参加者	県民等約 140 名
内 容	放射線の基礎知識・放射線被ばくと人体への影響
講 師	長崎大学原爆後障害医療研究所教授 高村 昇氏
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村

第 5 回 (平成 26 年度)

日 時	平成 26 年 4 月 19 日 (土) 13:30～15:30
会 場	米子コンベンションセンター小ホール
参加者	県民等約 110 名
内 容	放射線の基礎とリスクの考え方
講 師	広島大学大学院工学研究院教授 遠藤 暁氏 (県原子力防災専門委員会)
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村

第 4 回 (平成 25 年度) ※国民保護講座として開催

日 時	平成 26 年 1 月 26 日 (日) 13:30～15:10
会 場	さんか会館 (鳥取市総合福祉センター) 大会議室
参加者	県民等定員：200 名
内 容	放射線の基礎知識と防護対策
講 師	福山大学工学部教授 占部 逸正氏 (県原子力防災専門委員会)
実施体制	主催：鳥取県、後援：東部市町

第 3 回 (平成 25 年度)

日 時	平成 25 年 8 月 18 日 (日) 10:00～12:00
会 場	境港市文化ホール
参加者	県民等約 180 名
内 容	放射線からまもる一被ばくと健康リスクを考える
講 師	大分県立看護科学大学教授 甲斐 倫明氏 (県原子力防災専門委員会)
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村

第 2 回 (平成 24 年度) ※国民保護講座として開催

日 時	平成 25 年 2 月 17 日 (日) 10:00～12:00
会 場	米子市福祉保健総合センター ふれあいの里 大会議室
参加者	県民等定員：300 名

内 容	放射線の基礎知識、放射線からの防護対策
講 師	(独)放射線医学総合研究所主任研究員 勝部 孝則氏
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村、自衛隊鳥取地方協力本部

第 1 回 (平成 23 年度) ※国民保護講座として開催

日 時	平成 24 年 1 月 14 日 (土) 10:30～12:00
会 場	米子市福祉保健総合センター ふれあいの里 大会議室
参加者	県民等定員：300 名
内 容	原子力災害時における被ばく医療
講 師	(独)放射線医学総合研究所特別上席研究員 山田 裕司氏
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村、自衛隊鳥取地方協力本部

放射線研修会(講演会)の開催状況(令和 5 年度以前)

※実施体制は、主催：鳥取県 共催：東部・中部地域の市町

令和 5 年度開催内容

日 時	令和 5 年 10 月 16 日 (月) 13:30～15:00	令和 5 年 10 月 17 日 (月) 13:30～15:00
会 場	鳥取県立図書館 大研修室	エキパル倉吉 多目的ホール
参加者	県民、消防・市町・県職員等 63 名	県民、消防・市町・県職員等 15 名
内 容	安全な放射線へのアプローチ～リスク理解と防護の心構え～	
講 師	鳥取大学研究推進機構研究基盤センター 助教 中山 祐二 氏	

令和 4 年度開催内容

日 時	令和 4 年 8 月 1 日 (月) 13:30～15:10	令和 4 年 8 月 8 日 (月) 13:30～15:00
会 場	新日本海新聞社中部本社ホール	鳥取県東部庁舎 講堂
参加者	県民、消防・市町・県職員等 8 名	県民、消防・市町・県職員等 25 名
内 容	放射線の人体への影響～放射線から身を守るための基礎知識～	
講 師	東京工業大学 教授 松本 義久 氏	

令和 3 年度開催内容 ※オンデマンド配信

参加者	県民、市町・県職員等
内 容	放射線被ばくと健康影響 (放射線科医の立場から)
講 師	鳥取大学附属病院放射線診療科群 教授 吉田 賢史 氏

令和 2 年度開催内容

日 時	令和 2 年 10 月 12 日 (月) 13:30～15:30	令和 2 年 10 月 13 日 (火) 10:30～12:10
会 場	三朝町総合文化ホール 大会議室	鳥取県東部庁舎 講堂
参加者	県民、消防・市町・県職員等約 43 名	県民、消防・市町・県職員等 46 名
内 容	原子力災害時における緊急時対応 (放射線の基礎と測定)	
講 師	近畿大学 原子力研究所 准教授 小川 喜弘氏	

令和 元年度開催内容

日 時	令和 元年 8 月 23 日 (金) 10:30～12:10	令和 元年 8 月 22 日 (木) 13:30～15:30
会 場	鳥取県東部庁舎	三朝町総合文化ホール 大会議室
参加者	県民、市町・県職員等約 56 名	県民、市町・県職員等 33 名
内 容	原子力災害時の対応	
講 師	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 医長 富永 隆子氏	

平成 30 年度開催内容

日 時	平成 30 年 8 月 1 日 (火) 10:30～12:10	平成 30 年 7 月 31 日 (火) 13:30～15:00
会 場	鳥取県東部庁舎	三朝町総合文化ホール 大会議室

参加者	県民、市町・県職員等約28名	県民、市町・県職員等33名
内容	原子力災害時による影響とその教訓を考える（原子力災害時の対応方法）	
講師	岡山大学医学部保健学研究科 教授 山岡 聖典氏	

平成29年度開催内容

日時	平成29年8月1日(火)10:00～11:45	平成29年7月31日(月)13:30～15:00
会場	鳥取県東部庁舎	鳥取県立倉吉体育文化会館
参加者	市町・県職員等約20名	市町・県職員等約20名
内容	福島第一原発事故の教訓を得て～今から学ぶ放射線と健康影響～	
講師	公益法人原子力安全研究協会 研究参与 菊地 透氏	

平成28年度開催内容

日時	平成28年7月29日(金)9:30～11:30	平成28年7月28日(木)13:30～15:30
会場	鳥取県東部庁舎	エキマルシェ倉吉
参加者	市町・県職員等約20名	市町・県職員等約20名
内容	放射線の基礎知識と人体への影響	
講師	広島国際大学保健医療学部診療放射線学科 准教授 林 慎一郎氏	

平成27年度開催内容

日時	平成27年8月5日(水)9:00～10:45	平成27年8月4日(火)13:30～15:30
会場	鳥取県東部庁舎	エキマルシェ倉吉
参加者	市町・県職員等約30名	市町・県職員等約30名
内容	放射線の人体への影響	
講師	福井大学附属国際原子力工学研究所 教授 安田 伸宏氏	

平成26年度開催内容

日時	平成26年8月8日(金)10:00～12:00	平成26年8月7日(木)13:30～15:30
会場	鳥取県東部庁舎	鳥取県立倉吉体育文化会館
参加者	東部地域の市町・県職員等約50名	中部地域の市町・県職員等約30名
内容	放射線の基礎知識～原子力災害に備えるために知っておきたいこと～	
講師	大阪大学安全衛生管理部 講師 高橋 賢臣氏	

平成25年度開催内容

日時	平成25年8月9日(金)13:30～15:20	平成25年8月6日(火)13:30～15:30
会場	鳥取県東部庁舎	倉吉市役所本庁舎
参加者	県民及び市町・県職員等約50名	市町・県職員等約40名
内容	原子力災害に備えるために知っておきたいこと～	原子力災害に対する留意点
講師	広島国際大学准教授 林 慎一郎氏	九州大学大学院教授 池田 伸夫氏

原子力防災専門研修の開催状況(令和5年度以前)

※実施体制は、主催：鳥取県 共催：米子市・境港市

令和5年度開催内容

日時	令和5年10月24日(火)13:30～15:30	令和5年12月21日(木)13:30～15:30
会場	国際ファミリープラザ2階ファミリアホール	国際ファミリープラザ2階ファミリアホール
参加者	市町・県職員、防災関係機関職員、県民31名	市町・県職員、防災関係機関職員、県民27名
内容	[演題]	[演題]

講師	放射線の基礎、放射線被ばく、発電炉廃棄物最終処分 京都大学 教授 藤川 陽子 氏	放射線生物学、放射線医療、災害時の留意点 名古屋大学 教授 吉橋 幸子 氏
----	---	--

日時	令和6年2月13日(火)13:30～15:30
会場	国際ファミリープラザ2階ファミリアホール
参加者	市町・県職員、防災関係機関職員、県民27名
内容	[演題] 地域防災と原子力災害対策
講師	筑波大学 准教授 梅本 通孝 氏

令和4年度開催内容

日時	令和4年10月31日(火)13:30～15:25	令和4年12月15日(木)13:30～15:45
会場	国際ファミリープラザ2階ファミリアホール	国際ファミリープラザ2階ファミリアホール
参加者	市町・県職員、防災関係機関職員、県民42名	市町・県職員、防災関係機関職員、県民27名
内容	[演題] 原子力災害対策の基本的な考え方	[演題] 原子力防災従事者が理解しておくべき放射線防護に関する事項
講師	(国研)日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター 佐藤 宗平氏	日本文理大学 教授 甲斐 倫明氏

日時	令和5年2月28日(火)13:30～15:45
会場	国際ファミリープラザ2階ファミリアホール
参加者	市町・県職員、防災関係機関職員、県民30名
内容	[演題] 原子力発電所のリスク評価と原子力防災への影響
講師	東京都市大学 准教授 幸田 仁氏

令和3年度開催内容

日時	令和3年11月17日(火)13:30～15:45	令和3年12月24日(金)13:30～15:45
会場	国際ファミリープラザ2階ファミリアホール	国際ファミリープラザ2階ファミリアホール
参加者	市町・県職員、防災関係機関職員、県民27名	市町・県職員、防災関係機関職員、県民約36名
内容	[演題] 防災対策のフレームの基本と肝要	[演題] 原子力屋内の現象から原子力防災を学ぶ
講師	筑波大学 准教授 梅本 通孝氏	大阪大学 教授 北田 孝典氏

日時	令和4年2月17日(木)13:30～15:45	令和4年3月18日(金)13:30～15:45
会場	国際ファミリープラザ2階ファミリアホール	国際ファミリープラザ2階ファミリアホール
参加者	市町・県職員、防災関係機関職員、県民21名	市町・県職員、防災関係機関職員、県民18名

内容	[演題] 放射性廃棄物処分と原子力発電所の廃炉	[演題] 放射線の医・工学応用や福島での放射線災害
講師	京都大学 教授 佐々木 隆之氏 広島大学 教授 速藤 皓氏	
令和2年度開催内容		
日時	令和2年6月30日(火)13:30～16:30	
会場	鳥取県西部総合事務所 講堂	
参加者	市町・県職員、消防・警察等防災関係機関職員、県民 44名	
内容	[演題] 原子力発電所の安全性とリスクについて ～福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて～	
講師	東京大学大学院工学系研究科 教授 山口 彰 氏	

令和元年度開催内容		
日時	令和元年12月16日(月)13:30～15:45	
会場	鳥取県西部総合事務所 講堂	
参加者	市町・県職員、消防・警察等防災関係機関職員、県民 約100名	
内容	[演題] 福島第一原発事故を教訓とした深層防護・リスク管理を含む安全への教訓 ～福島事故の原因、原子力発電所はどうか安全対策を講じ、どのくらい安全なのか、事故は起こらないのか?～	
講師	東京大学大学院工学系研究科 原子力専攻原子炉工学講座 教授 岡本 孝司氏 (兼務：JAEA 鹿野国際共同研究センター センター長)	

避難先及び避難経路確認訓練の実施状況(令和5年度以前)

令和5年度訓練内容		
日時	米子市 令和5年7月9日(日) 10:10～16:20	境港市 令和6年2月18日(日) 8:30～17:45
会場	名和農業者トレーニングセンター、湯梨浜町役場、湯梨浜町内避難先施設等	伯耆町岸本B&G海洋センター、鳥取市立東中学校、鳥取市立岩倉体育館
参加者	米子市富益地区の住民 32人	境港市外江町東地区の住民 15人
内容	・広域住民避難計画の説明 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場の確認 ・避難先施設の確認	・広域住民避難計画の説明 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場の確認 ・避難先施設の確認
実施体制	主催：米子市 共催：鳥取県、湯梨浜町	主催：境港市 共催：鳥取県、鳥取市

令和4年度訓練内容		
日時	米子市 令和4年9月25日(日)10:15～16:30	境港市 令和4年11月27日(日)8:50～17:30
会場	名和農業者トレーニングセンター、東郷湖羽合臨海公園、湯梨浜町役場、鳥取中央育英高校	旧誠道小学校、伯耆町B&G海洋センター、河原中学校、河原町総合体育館、八上地区公民館

参加者	米子市富益地区北口自治会の住民 10名	境港市高松町の住民 15名
内容	・広域住民避難計画の説明 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場の確認 ・避難先施設の確認 ・県営広域避難所設営訓練への参加	・広域住民避難計画の説明 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場の確認 ・避難先施設の確認
実施体制	主催：米子市 共催：鳥取県、湯梨浜町	主催：境港市 共催：鳥取県、鳥取市

令和元年度訓練内容

令和元年度訓練内容		
日時	令和元年11月24日(日)9:00～18:00	
会場	中浜地区タケ丘一丁目集会所、江府町立総合体育館、岩美町中央公民館、町民体育館、田後コミュニティセンターほか	
参加者	境港市中浜地区タケ丘一丁目の住民 18名	
内容	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認	
実施体制	主催：境港市 共催：鳥取県、岩美町	

平成29・30年度訓練内容

平成29・30年度訓練内容		
日時	米子市 平成30年3月10日(土)9:00～15:30	境港市 平成30年4月8日(日)9:00～17:00
会場	住吉小学校、東伯総合公園体育館や成徳公民館、成徳小学校、さんさんプラザ倉吉ほか	中浜公民館、名和農業者トレーニングセンターほか
参加者	米子市住吉地区の住民 34名	境港市誠道町の住民 20名
内容	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催：米子市 共催：鳥取県、倉吉市	主催：境港市 共催：鳥取県、鳥取市

平成29・30年度訓練内容		
日時	米子市 平成30年9月23日(日)10:00～16:00	境港市 平成30年9月2日(日)9:00～17:30
会場	富益公民館、東郷湖羽合臨海公園、名和農業者トレーニングセンターほか	中浜公民館、伯耆町B&G海洋センター、八頭高校ほか
参加者	米子市富益地区西中自治会の住民 20名	境港市中浜地区材ノ木町の住民 37名
内容	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催：米子市 共催：鳥取県、湯梨浜町	主催：境港市 共催：鳥取県、八頭町

平成28年度訓練内容

米子市		境港市
日 時	平成 29 年 3 月 29 日 (水) 8:30 ~ 17:00	平成 29 年 3 月 26 日 (日) 8:30 ~ 17:00
会 場	和田公民館、名和農業者トレーニングセンター、倉吉未来中心、倉吉交流プラザ、倉吉東中学校ほか	境港第 2 市民体育館、面影地区公民館、倉田体育館ほか
参 加 者	米子市和田地区の住民 32 名	境港市米川町の住民 12 名
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域住民避難計画の説明 ・ 原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・ 避難経路の確認 ・ 避難退城時検査会場 ・ 避難先施設の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域住民避難計画の説明 ・ 原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・ 避難経路の確認 ・ 避難退城時検査会場 ・ 避難先施設の確認
実施体制	主催：米子市 共催：鳥取県、倉吉市	主催：境港市 共催：鳥取県、鳥取市

平成27年度訓練内容

米子市		境港市
日 時	平成 27 年 9 月 30 日 (水) 8:00 ~ 17:00	平成 28 年 3 月 13 日 (日) 8:30 ~ 17:30
会 場	加茂公民館、名和農業者トレーニングセンター、東伯勤労者体育センター、北条体育館、農業大学校ほか	中浜公民館、名和農業者トレーニングセンター、八東保健センター、丹比小学校ほか
参 加 者	米子市加茂地区の住民 18 名	境港市小篠津町の住民 26 名
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域住民避難計画の説明 ・ 原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・ 避難経路の確認 ・ 避難退城時検査会場 ・ 避難先施設の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域住民避難計画の説明 ・ 原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・ 避難経路の確認 ・ 避難退城時検査会場 ・ 避難先施設の確認
実施体制	主催：米子市 共催：鳥取県、大山町、琴浦町、北栄町、三朝町、倉吉市	主催：境港市 共催：鳥取県、八頭町

「とっとりの原子力防災」発行経緯

平成25年度	初めて作成（電子版）。
平成26年度～ 平成27年度	400部発行し、関係機関等へ配布。
平成28年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
平成29年度	ISSN（International Standard Serial Number、国際標準逐次刊行物番号）を取得。 500部発行し、関係機関等へ配布。
平成30年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
平成31年度	550部発行し、関係機関等へ配布。
令和2年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
令和3年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
令和4年度	450部発行し、関係機関等へ配布。
令和5年度	450部発行し、関係機関等へ配布。
令和6年度	450部発行し、関係機関等へ配布。
令和7年度	450部発行し、関係機関等へ配布。 「島根原子力発電所2号機新規規制基準適合に係る対応」について別冊を作成。

発 行 令和8年3月

発行者 鳥取県（危機管理部原子力安全対策課）

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

電 話 : 0857-26-8829

ファクシミリ : 0857-26-8805

ホームページ : <https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/>

E-mail : genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp
